

第二十四回国
参議院
商工委員会
會議録
第二十九号

昭和三十一年五月八日(火曜日)午前十時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 西川 弥平治君
阿具 根 登君
河野 謙三君

委員

古池 信三君
高橋 衛君
中川 以良君
深木 六郎君
上條 愛一君
藤田 進君
上林 忠次君
石橋 湛山君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

計画部 大來 佐武郎君
通商産業大臣 岩武 昭彦君
通商産業大臣 徳永 久次君
通商産業大臣 川上 爲治君

通商産業省 益事局長
通商産業省 益事局長
通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

通商産業省 益事局長

青山学院 向井 麗松君
大学教授

本日の会議に付した案件

○百貨店法案(内閣提出、衆議院送付)
○経済自立方策に関する調査の件
(公営による電源開発に関する件)

○委員長(三輪貞治君) これより本日の委員会を開きます。

まず百貨店法案を議題といたします。

本日、百貨店法案につきまして、参事人の諸氏から御意見を伺うことになつております。

この際、参事人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。各位におかれましては、本日御多忙中のところ、本委員会のために御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

百貨店法案は、御承知のように、衆議院におきまして、一部の修正が加えられました上に、去る四月二十四日可決されました。本院に送付されております。修正の第一点は、百貨店審議会が意見を徴すべき対象を商工会議所だけに限定しないで、利害関係者またはその団体及び参事人の意見を聞くに限りません。第二点は、罰則規定中体刑を除きまして、罰金刑だけとしたものであります。以上の二点でございます。

本委員会におきましては、衆議院送付案につきまして審議中でございますが、審議の慎重を期するために皆様の御出席をお願いしたような次第でございます。参事人におかれましては、それぞれの立場から、この百貨店法案につきまして忌憚のない御批判をしていただきたいと思います。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

○参事人(能勢昌雄君) 私がたゞいま御紹介いただきましたデパート協会の能勢でございます。本日は当委員会へ御招致いただきまして、この百貨店法案が衆、参両院で御審議になる過程におきまして、ただ一介のわれわれの意見が議事録に残されるという機会を与えていただきまして、これに對して深くお礼を申し上げます。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

○参事人(能勢昌雄君) 私がたゞいま御紹介いただきましたデパート協会の能勢でございます。本日は当委員会へ御招致いただきまして、この百貨店法案が衆、参両院で御審議になる過程におきまして、ただ一介のわれわれの意見が議事録に残されるという機会を与えていただきまして、これに對して深くお礼を申し上げます。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

御出席をお願いしたような次第でございます。参事人におかれましては、それぞれの立場から、この百貨店法案につきまして忌憚のない御批判をしていただきたいと思います。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

○参事人(能勢昌雄君) 私がたゞいま御紹介いただきましたデパート協会の能勢でございます。本日は当委員会へ御招致いただきまして、この百貨店法案が衆、参両院で御審議になる過程におきまして、ただ一介のわれわれの意見が議事録に残されるという機会を与えていただきまして、これに對して深くお礼を申し上げます。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

○参事人(能勢昌雄君) 私がたゞいま御紹介いただきましたデパート協会の能勢でございます。本日は当委員会へ御招致いただきまして、この百貨店法案が衆、参両院で御審議になる過程におきまして、ただ一介のわれわれの意見が議事録に残されるという機会を与えていただきまして、これに對して深くお礼を申し上げます。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

○参事人(能勢昌雄君) 私がたゞいま御紹介いただきましたデパート協会の能勢でございます。本日は当委員会へ御招致いただきまして、この百貨店法案が衆、参両院で御審議になる過程におきまして、ただ一介のわれわれの意見が議事録に残されるという機会を与えていただきまして、これに對して深くお礼を申し上げます。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

○参事人(能勢昌雄君) 私がたゞいま御紹介いただきましたデパート協会の能勢でございます。本日は当委員会へ御招致いただきまして、この百貨店法案が衆、参両院で御審議になる過程におきまして、ただ一介のわれわれの意見が議事録に残されるという機会を与えていただきまして、これに對して深くお礼を申し上げます。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

○参事人(能勢昌雄君) 私がたゞいま御紹介いただきましたデパート協会の能勢でございます。本日は当委員会へ御招致いただきまして、この百貨店法案が衆、参両院で御審議になる過程におきまして、ただ一介のわれわれの意見が議事録に残されるという機会を与えていただきまして、これに對して深くお礼を申し上げます。参事人の方から御意見を伺うことになつております。向井参事人は産業合理化審議会の商業部長として、商業問題について種々御検討を進めておられる点から御意見を述べただければ幸いと存じます。

それではまず日本デパートメント・ストア協会理事長能勢昌雄君からお願いいたします。

通り昭和十二年に百貨店法というものが成立したことになるのでございませうが、その際におきまして、数回の国会に御審議になり、特に当時の貴族院におきましてはこの問題について非常に慎重に御審議を願ひ、何回かの国会を経て、最後に十二年に成立したわけでありませう。しかしその当時の経済界はすでにある程度競争経済の始まりでございまして、いろいろの諸統制もすでに始まりかけておりましたので、今日の経済情勢とはほど違つておると思つてございませう。

さてその法律が戦争の終結とともに国会によりまして廃案になりましたが、これは、しばらく百貨店法というものがなかったでございませうが、一昨々年あたりからいわゆるデフレの影響というものが深刻になり、それまでの間はいわゆる小売業者としては、取扱商品品の多くは統制時代が続いておりましたので、百貨店も発展しようにも取扱商品品について制限せられ、また小売屋さんもそのワケの中におきましてよろしい御成績を上げておいでになつていたように承つておられますので、大い問題にございませう。しかし、いよいよ統制は次第に解けてくる、しかもその後にデフレの傾向が出てくる、その以前のインフレ時代におきましては、これまた大した問題はなかったものでございませうが、デフレが始まつてきて、その問題が出て参つたのでございませうが、そのデフレインフションの小売に及ぼす影響というものは、ただ単に中

小商業者に対してだけでなく、百貨店に対しても非常に影響があつて商いの伸張を阻止されてしまつたことは数字の示すところであるのでございませう。かくいたしまして、小売商の方の団体の方にも、一つの百貨店の存在並びに活動がある程度規制して、そうして中小商業者の発展を望みたいという御希望でいろいろの大会なり、あるいは御陳情なりがあつたのであります。前国会におきましては、御承知の通り社会党から御提案になり、また統いて当時の民主党からも百貨店法が提案になつたのでございませう。それがいろいろの事情によつて審議未了になりましたことは皆さん御承知の通りでございますが、私どもはその当時におきまして、各方面に意見を述べておりましたし、また本国会におきまして、これまた社会党並びに政府から百貨店の規制についての提案がされまして、私も、私どもはその妥当でないことを主張して参りましたのでございませうが、今日でもなおその考えを変えていないものでございませう。

話が少し前後いたしますが、一昨年の衆議院の商工委員会小委員会に御招致されました、委員長らの御質問に私はお答えいたしました、百貨店はこれ以上そう伸びることはないと考えますというのを申し上げたのであります。この点は昨今どうも百貨店協会の理事長はうそを言うというやうなことでおしかりを受けたこともあるのでございませうが、私は今日までうそを申し上げたつもりはございませうので、大体そのときの経済情勢から考え、金融あるいは貨材の面からみまして、そうして経営というものが成り立つという

限度を考えて、これ以上百貨店というものはそうむやみに新増設されるというのではないだろうと申し上げておりましたのでありますが、御承知の通りその後デフレの傾向は収束をつけまして、生産の正常なる拡大、消費の拡大というのに伴ひまして百貨店の売り上げ成績も小売屋さんの数字とともに増加して参りました。そうして先ほど申しました金融の情勢あるいは建築資材その他につきましても、拡大し得る情勢に相なりましたので、こゝに昨年の私が申し上げました事情とは變つて最近相当の売り場面積の拡張、新設が行われて参つたのであります。ただそればかりでなく、やはり百貨店に対する建築増設に対してある程度の規制が加えられるだろうというものはやはり無影響ではございませう、これはやはり私の考えでは少くとも四、五年先の計画が現在に早められまして、そうしてこの機会に増築あるいは新築をした店がないとは申せないものであります。このことが皆様方の相当御懸念になつた点でございませうが、これはまあ百貨店ばかりじゃなく、あらゆる点におきまして何か規制されるという場合に、その反動をいたしまして今のうちにやっておこう、あるいは個人生活にいたしまして、物がなくなるとなればすぐ買ひだめをしようかと、決していいことではございませうけれども、そういう傾向のあることは否定できないのでございませう。そういうことも重なりまして百貨店のこゝ一年ほどの間の面積、さらにそれが完成される一年ほど将来の面積というものはある程度ふえていつてゐるのでございませう。しかしこれとても百貨店は道楽に

やつてゐる仕事でもございませうので、すから、やはり経済の趨向を見届けまして、そうしてこの程度の増設をすることが適當だという考えのもとにやつておりますので、そうむやみやたらに、ことに最近の場合におきましては自己資本というより流入しました資本を使ってやることでもございませうから、そう無鉄砲にやつておることでもないでございませうが、事実ある程度の増加を来しておるのであります。また来たさんとしておるのであります。しかしこれも消費の面、特に人口増加というやうなことを考えてみますと、統計の示すところによりますと、人口の増加に先ばつて百貨店の面積がふえてゐるということはないのでございませう。過日衆議院のたしか自民党の政調会だと思ひますが、私どもを御招致になりまして意見を述べさせていだいたのでありますが、そのときでも、先生のお一人が、消費がふえてきて、そうしてそれを一般小売屋と百貨店とが分け合つてゐるならばさほど問題はない、どうも小売屋の方が百貨店が食つてゐるということに問題があるんだというお話がございましたので、その席でも申し上げましたのですが、大体通産大臣官房調査統計部のお調べによりますと、昭和二十八年四月から二十九年の三月までに全国の小売商業の売上高に対する百貨店の売上割合と申しますのは七・七二%でございませう。次に二十九年の四月から三十年三月までは七・七二%でございませう。三十年四月から三十年の九月、これはまだ今年までは出ておりません。それまでは六・九二と前年度に対して小売に対する百貨店の商いは減つておる

のでありますが、最後の三十年の四月から九月までの間には比較的百貨店がよく商いをいたします暮れの数字が入つておりましたので、これを見ましても大体横すべりとお申しますか、特に小売の商いの間に百貨店の商いが食い込んでゐるということは見受けられないのでございませう。東京だけにとつて考えましても、昭和二十九年の四月から三十年の三月までの一年間の百貨店の売上高は比率は一五・三%でございませう。それを戦前の東京都の商業調査の示すところによりますと、戦前、昭和六、七年では二五・一%でございまして、必ずしも東京都におきましてもそれほどふえてゐないものでございませう。先ほど人口のことを申し上げましたが、昭和十三年を百といまして百貨店の売り上げの増加は小売物価指数を勘案いたしまして、三十年度におきまして二割七分の増加になっております。人口はこれまた十三年を百といまして二割六分五厘の増加でございまして、先ほど申しました通り売り上げの二割七分増加というものは人口増加に比べましてさほど先ばつてはゐないものでございませう。また売場面積の拡張のごときはわずかに一割二分の増加でございまして、これまた人口増加に比べると非常に低いのでございませう。しかしこれは三十年現在でございまして、今計画しておるものを入れますとある程度ふえますが、これを予想いたしまして、著しく人口増加に先ばつて参つて百貨店の売場面積がふえるというのではないかと考えておるのでございませう。

こういう状態であります際に、先ほど申しましたように、百貨店の存在、すなわち新設、増設また事業活動というやうなものを規制するということは私どもは考えられないのでございませうが、しかし百貨店の言うことばかりが正しいわけでもございませうでしやう、また事実小売商の現状にお困りになつてゐる状態も私どもは認めるのでございませうが、ただいつも私どもが申しておりますのは、百貨店の規制を法律で規制するということは果して適當であるかどうかというのを考えさせられるのでございませう。小売商の側の方も、通産省の審議会におきましても、この百貨店法が通つたからといって小売屋がすぐよくなるというわけのものでもない、もつとしっかりしたやはり中小商業振興策というものが生まれてこなければ、この法律が通つたからといってすぐよくなるものではないという御意見でございませう。また私どももこの前の国会から今国会までの間に、私どもの法的規制が適當でないという考えが果して適當であるか間違つてゐるかどうかということにつきましてはいろいろな評論が経済学者、あるいは国会の諸先生方に御意見も聞きましたのでありますが、意見として間違つてゐるとおっしゃつた方はあまりないのでございませう。法的規制というものはかなり問題だらうということも各方面の御意見であつたのでございませう。過日衆議院に於いて、大体において法的規制というものは必要だという御結論が出ておりますが、これにつきましては委員長である向井教授からもお話がございませうが、その過程におきましては相当御意見もあつたのでございませう。必ずしも初っぱなから法律を

もって百貨店を規制すべしという御意見ではなかつたのであります。ことにその審議会におきましては私も百貨店だけを規制するということは妥当ではない、もし一歩譲って商業の秩序全体について規制するということがならばこれはやむを得ないでしょうということを発表いたしました。百貨店法の問題とあわせて、ほかの商業機構の問題とあわせて御審議を願うことになって、しかもそれは結論を出さず、適当な機会において総合的に考えていただくということでありましたのですが、不幸にしていろいろな事情が起りまして、今日の段階におきましては百貨店の規制の問題だけが結論を得て、そうして発表されたようなことになっているのでございます。

私もはかばかに考えておりますが、先ほど申しましたように、百貨店は営業が自由であるから勝手なことをやってよろしいという考えは毛頭持っていないのでございます。ただ法的規制がこの複雑なる商業の問題を規制するのに適当であるかどうか、また地域地域によって非常に事情が違ふものを一本の法律によって規制するということははなだ適当でないのではないか、百貨店の行き過ぎについては公正取引委員会の不正な競争については監視がありますし、また通産省あるいは商工会議所等からわれわれの行き方につきましてもいろいろと御指導があるのであります。また私も自発的に自肅委員会をこしらえてできるだけのこととしておるのでございます。しかしその自肅委員会につきましてもとかくの御批評がありまして、自肅々々といつて何もしないじゃないかとい

う御批評があるのでございます。これはやはりその自肅委員会と、私の方も悪かつたのでありましようが、私どもの方が自肅しようということ、小売業者の方が自肅しろ、自肅してはいいということと必ずしも一致してはいないのであります。現にこの百貨店法が出て参りますときに、生まれて論議されまするに先立って、商業団体の方は具体的に申し上げれば月賦販売をやめろ、それをやめれば僕は百貨店法は賛成だということと言われないのだというお話がありまして、私どもは毅然として月賦販売は消費者のためにやっていると、もし月賦販売のやり方がまずいと言ふなら直しましなう、しかしそれをやめて百貨店法を取引するということではできないということをお答えした次第でございまして、私どもは、決して百貨店はわがままなことをしてやっているととは思っておりません。自肅もいたします。また今の新増設につきましてもかねて自肅しておるのであります。それは私どもの自肅のあれは、増新築というようなものすべて経済の情勢がきめるものである、消費者の力、消費力というやうなものがきめるものである。しかしながら今日の社会情勢を考えた場合に、そればかりではない。十分諸般の情勢を考慮して、そうして無理押しにすることはいけないということが私どもの申し合せであつたのです。それは明らかに守れておりまして、反対のあるものを押し切つてやらなかつた例はございませんが、やつたことはあまり聞かれないのであります。しかしそれに最近の一年におきましては先ほど申しましたやうなほかの事情が入つてきて、多少こ

の自肅が乱れていることはまことに申しわけないのであります。かようにいたしまして私どもは法律でなくとも行政指導、その他の公共的な機関によりまして、われわれが監視され、指導されて参りまして、また私も自分たちもできただけ行き過ぎのないやうに考えて参りましたならば、こういう問題はむしろ適切に解決されるのじゃないか。一本の法律で規制されるということは非常に困るのじゃないか。また法律となりますと、御承知の通り今度の法律の案によりまして、大都会におきましては三千平米、地方におきましては千平米を区切りをつけられまして、これはどこへ筋を引いても同じであります。その下の線というものは法律に触れないために何をしてもいいということに相なるわけでありまして、また百貨店以外の、この法律に触れない売場面積を持った新しい商業の機構が決して生まれないとは申しないのであります。商業人のことでございまして、現在の百貨店でなくとも多くの人は百貨店がそういう規制を受けたらこの範囲で、こういうことをやればいいのだということが必ず出て参りまして、それは小売商に影響があると考へるのであります。また現在におきましても必ずしもこの百貨店のみが小売屋さんを圧迫しているということではなく、そういう百貨店法に考えられております線以下の商店が、より小さい小売屋を圧迫しているという事実はあるので、百貨店法の推進の運動をしていらつしやるお店がもっと小さなお店をいじめられてゐるというやうなお話も聞くくらいであります。

かようにいたしますと、なかなかすべての商業のいろいろな問題を法律一本できめることははなだ困難である、私どもは考へるのでございまして、これは消費者が決定されるものでありまして、消費者の声を聞いて行き過ぎを是正し、サービスを改善し、百貨店も小売屋さんもやつていつて初めてよろしいので、それを無視して一つの活動を規制するということにはある程度無理があるのではないかと私どもは考へておるのであります。今度の法律の中にございまして勧告の問題につきましてもやはり同様のことが言えると思ひます。勧告の問題につきましても私どもはどういう点が勧告されるのかまだわかりませんが、勧告のあるなしにかかわらず、法律のあるなしにかかわらず、やはり依然として私どもは百貨店として中小商業者に対する問題とは別に、消費者のために悪いことはしないやうに、いいことはするようにわれわれは努力していく考えでおるのでございます。

かように私どもは法律でもって画一的に規制するということは地方事情もあり、はなだ妥当でないということに對しまして、今回の法案の提案者である方から伺いますと、だから今度の法律案は禁止法じゃなく許可する法律だ、こういう条件に沿わなければ許可しないということになっておるが、沿つていけばそれは許可するといふ方針だから、それでいいじゃないか。何れ全部がいかなるときにおいても禁止するといふのでなく、中小商業者を圧迫することがなければ許可するということである。それで私どもは一応それを了としたのであります。それははい

かにこの問題がむずかしく、この法律の内容がむずかしく、画一的にできないといふことで、非常に幅を持った法律案であるといふことに解釈いたしました。それであるだけにまた半面どういふことまで規制されるだらうかといふやうな不安も伴うのであります。しかし私どもはおのずからそれには限界がございまして、せんだつても伺いますれば、世論というものがこれを判定して、こういうことはいかぬ、こういうことはだれが陳情しようともやつて差しつかえないということに相なろうと思ひますが、なかなかその世論というものは集団をもつて動かされるデモ運動のやうなわけに、結集されて目の前に現われてこないものであります。今日の百貨店法につきましてもすでに評論家あるいは学者あるいは雑誌、その他につきましても世論ともいふべき意見が出ておりますのですけれども、すべてそういうものは何と申しますか、抹消されるといいますか、抑圧されると申しますか、ただ政治情勢というように私どもは感ずるのであります。

長い間各方面において慎重な御審議を願ひましたけれども、私どもの方から見ればもっと慎重に御審議していただくべき性質のものじゃないか。まかり間違えば憲法の問題にも関連し、また消費者の利益にも多大の影響のあるものであると考へておりましたのであるが、いろいろの情勢によりまして、今日はすでに衆議院を通過し、貴院において、ただいま商工委員会において御審の段階になつたのであります。が、かように考えますときにこの法律

が通過いたしました場合には、一にその意見を終わります。

の運営の問題に重点があろうかと考えるのでございます。私どもはこの運営は法文の示すところによりますと、その多くの権限を審議会が持つておられます。その点を参考として決定される通産大臣はもちろんでございます。どうぞ私どもはこの運営におきまして百貨店、小売屋を通じて陳情あるいは泣き落としというようなことに耳をかさないで、ほんとうにこの提案理由にありますように中小事業者の振興になり、そうしてわが国の健全なる国民経済の発達になるということを考えていただきますして、そうして消費者の便益というものを阻害しない、またわれわれの職業の自由を認めていただいて、そうして百貨店の持つ公共性と申しますか、いい点も十分助けていただいて、そうして円満に発達していくように運営をお願いする次第であります。

○委員長（三輪貞治君） 次に全日本小売商団体連盟理事長高橋貞治君の公述を願います。高橋参考人。

○参考人(高橋貞治君) たいだいま御紹介を受けました高橋貞治でございます。全国の小売商で作っております各種組合団体の総合組織として発足いたしました全日本小売商団体連盟を代表いたしました、ただいま議案とされております百貨店法案に対します意見を述べさせていただきます。

私ども小売商業者がやむにやまれぬ生活権の主張から立ち上り、百貨店法制定を要望して運動を起しましてから早くも五カ年有余を経過いたしました。見方を変えますれば、ほんとうは昭和初年からの運動の継続であると申し上げてもしよいのでございます。まして、小売商と百貨店との間の問題は三十年來の懸案なのでございます。

私どもの先輩が幾多の犠牲を払って
かち得たところの旧百貨店法は、当時
の社会が急激に戦時態勢に移行して参
りましたために十分な効果を表わさな
いまま終戦を迎えました。戦後は混乱
した経済が落ちつきを取り戻すのも待
たずに、連合軍の命令であえなくつぶ
れ去ってしまいました。そしてそのかわ
りといしまして、百貨店の膨張を
押えますくさびとなっていた独禁法第
八条以下の不当差違の排除の条文もま
た昭和二十七年の改正で全文が削られ
たために、公正取引委員会として、百
貨店の拡張を取り締るきめ手がなくな
ってしまつたことも御承知の通りで
あります。それから以後今日まで、百
貨店のやり方は野放図な運営となり、
現にりっぱな鉄筋、鉄骨作りの既存建

物をたたきこわしてまでもなお百貨店を増築あるいは新設するというような事態を引き起しておるのであります。このたび政府が百貨店法を制定して、横暴な事業活動を規制しようという決意をされ、また各党の皆様が御理解ある御協力を下さいまして、本院の審議まで参りましたことにつきましては深く感謝いたしておる次第であります。願くは本院におきまして、零細弱小な全国百五十万小売商業者の安定のために、またあわせまして家族従業者を含めて人口の一割にも達しようという小売部門の安定振興のために、一日も早く百貨店法が通過成立いたしましたて、実効ある施行に移されますようお願い申し上げます。

私ともが百貨店法制定の要望をするに至りました理由の第一は、私ども自身の生活権といしまして、零細な漁場をトロール船で根こそぎさらうような小売部門におきます大資本のじゅうりんに反対するからであります。

翻りまして、わが国経済の現状を見ますときに、このような弱い者いじめと申しますか、大企業の繁栄を中小企業の犠牲をもって償うことは決して国家経済の繁栄にはならないのではなないかと存じます。ことに小売部門の現状は、企業とは申しかねる零細なものが大多数を占めておる上に、生産面で吸収し得ない人口が年々ことに零細な資金を元手として小売の分野に流れ込んで参っておりますことは、俾年退職者の行く先一つ見ましても御了承いただけることと存じます。あるいは妥当でない申し上げ方かもしれませんが、私ども小売商の立場から見ますと、小売部門は政治上、経済上の優

衝地帯として扱われておるように思えます。言いかえますれば何事によらずしわ寄せの場所に使われているといった感じさえ持たざるを得ないのでございます。その上昨年発表されました政府の経済五カ年計画の中には、生産部門で吸収でき得ない非常に多くの労働人口を小売部門で消化するように要求しておられるのでありまして、このような部門での大資本の横暴はこれを抑制していただくよう要望いたしましたとしても決して私どものわがままとは言えない

このように考えましたときに、私どもは百貨店法の制定が小売商一個の利益と申しまして、死活に関する深刻な問題ではあります。が、小売商のみの利益ではなく、国家経済の大きな利益ともつながるものであり、社会正義にも通ずるものであるという確信がわいて参ったのでございます。私どもは常に私どもの経営の合理化、近代化に心をかけておりますし、またそのような方向に業界全体を一そう進めていきまして、より明朗な、そして消費者が楽しいお買物のできるような営業に参りたいと存じております。しかしこの問題は決して個々の企業のワタ内ではいかんともなしがたい障害があるのでございます。

それは第一に大資本の業界にゆり
んでありますし、またもう一つは年々
小売部門に流れ込んでざるを得ない
他に行き場所のない人々が多数存在
するというのは事実でございます。同業
過多の問題や小売商同士の過度競争
の問題はその原因から見まして、小
売商の数を制限しさえすればよいとい
うに簡単には参らない問題でござい

す。かしもちろん何とかしていただかなければならないことでありまして、百貨店法の次に積極的な業界安定策として、この問題解決に皆様方の御尽力を仰がなければならぬと存じております。それにいたしまして、非常に困難な問題であることは明らかであります、それゆえにこそ大資本のじゅうりんから保護する百貨店法によって事業活動を規制するということが焦眉の急であるということになっておると存じます。

この意味からいいたしまして、私どもは百貨店法ははっきり小売商保護のための立法であると確信いたします。一部に言われておりますように法の起草を云々いたし、膨脹し切った百貨店の保護に終るのではないかというような論は、アメリカの百貨店の例を見ましても事実とは違うのではないかと思います。ただこれはあとにお願い申し上げます。ただ内容は重複いたしますが、法の制定を見越して昨年来始まった全国的な拡張工事は、これは法の尊厳を示し守る意味からも、嚴格に取り締めていたさまして、よりよい法の効果を上げたいと存じております。従つてその上に魂の方もはっきり入れていたさきたいと存じます。

次に衆議院商工委員会におきまして、百貨店法の審議経過にかんがみまして、法の施行におきまして私ども小売商として心配しておる点を率直に申し上げまして、百貨店法が名実ともに小売商保護のための法律としてより有効に実施されますよう御配慮をお願いいたします。

第一に、独占禁止法と百貨店法との関係についてでありまして、独占禁法の

領域と百貨店法の領域とはおのずから異なるものであるということは了承できるのでございますが、百貨店業の取引のうち独禁法によって特殊指定を受けましたものについても、調査が困難であるとか、脱法行為によるためとかの理由で見るべき実効を上げようませんので、百貨店法の制定によりまして、この抜け道を封じ、両々相待って小売商保護の見地から嚴重に取締りを実施するよう本委員会において強調していただきたいと存じます。

次に百貨店法が公共施設を独占的に利用する問題でありますが一國、地方公共団体または公共企業体の所有する土地、または施設を利用して百貨店

業を営むことを原則として許可しない」という付帯決議は公共物を一私企業に供するといふ反公共性とともに、交通網の發達しております昨今ではきわめて広い範圍に基大な影響を及ぼし、ちよど釣場の上流にせきを設けて網を張るようなことになってしまふのであります、この意味からもまたことに當を得たものでありますので、

最後に付則第三条に規定いたしましたとおり、まず経過措置の運用は、実に重要でありまして、許可あるいは不許可の基準として考えられますし要件も十分に御審議いただきました、百貨店審議会の運営をして公正ならしめるよう特にお願いいたします。

なお、これにつきまして私ども小売商の考え方を簡単に申し述べさせていただきます。第二十二特別国会以降に着工したものに付きましては、そのあとの工事の進行状態いかにかわ

らず許可しないようにしていただきとうございます。またその以前に着工して相当工事の進んでいる、たとえば鉄骨が全部完了しているというものでありまして、その地域の実情から影響が非常に大きいものには許可しないようにしていただき、増築の場合には現場としての使用を認めないで、何か他の用途に供せしめるようにしていただきたきとうございます。それからすでに建築中または既設の建築物の所有者と百貨店が契約して、その建物を店舗として百貨店が利用するというケースがあるようですが、これははっきりと認めないようにしていただきとうございます。

以上長々長時間国会審議の貴重な時間をお過ごしいただきましたが、これをもちまして、全国の小売商業者を代表しましての百貨店法案に対する意見並びにお願いを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(三輪貞治君) 次に主婦連合会副会長三巻秋子君の公述をお願いいたします。

○参考人(三巻秋子君) 主婦連合会の三巻でございます。消費者の立場から大へん概念的で申しわけございませんが、一言申し述べます。

家庭経済の安定を願って、常に消費の合理化を研究し合つて、適正価格と品質の向上を業界に望んで参りました私たち消費者は、一定の財布の中身をとどのように有効に使うかと、あると

きはデパートへ、あるときは専門店へ、物によつては小売店へ、日用品は地元でと選買ひをして参つております關係上、町に同業者がたくさんできて、お互いに競争をしていくというこ

との方が私たちににとっては有利なことは事実でございます。また小売商の興さんがときにはデパートへ買いものに行くということも当然あり得ることで、品物によってはあるときには業者であり、あるときには消費者であるという立場から、こういう商業活動においてはほんとうに共存共栄でいかなければならないということを常に感じておるのであります。しかしながら戦後経済事情はますます貧富の差をつけまして、経済の悪循環は農業では二、

三男の対策問題、商業では失業問題とからみ合ひまして、これが社会問題化しまして、日に日に悪化して参りました現在、一つの物品に大ぜいの人がを

ら下って生活していかなければならぬ
という、また人の手を経ればそれだ
けにマージンがふえていって、それが
全部消費者にかぶされてしまうとい
うようなこういう実情のときに、消費
者は共同購入とか、生産から消費
者への道の直結というようなことを
自分たちで考えて生活を守っている
実情でござります。最近小売商の方
たちが百貨店

を敵視いたしまして、購買力の乏しい私たち消費者の財布をねらって、あの手の争奪戦が始まっておるよううづありますが、それもまあうづけるものでございます。一方デパートでは、デパート同士が大資本にもの言わせで特売に次ぐ特売で、年中特売日でございます。また特売のために特売製品を作ってみたり、ときにはおとり品を

作って不良品さえ出たという話さえ聞いております。案内状たるや一家に三枚もくるようなむだでございますし、宣伝広告のすばらしさは鋼光デパートの対象となつて、その商品にかげられ

る負担は、みんな消費者にかかるか。一部への圧力ともなりましょう。たとえ安く消費者のために仕入れても、毎日各デパートが市場価格調査に歩く人がいるほどで、消費者価格は共通のようでございますので、このような仕組みに對しましては、消費者のためとばかりは言えないと思います。中小企業の工業の面におきましては、中小企業の安定対策といったしまして、中小企業安定の適用があります。ある程度設備とか操業の規制がありますが、商

業活動のあり方につきましては、何ら根本対策がないのが実情でございましょう。自由経済のもとでは原則的には規制は矛盾もはなだしいとは思ひ

ますが、最近のデパートの建築物の増築、改築は目ざましく、全国的に法の成立を見越しましてか、目抜ききの場所へ競って投資されている現状や、きいた地方からの東京進出や、ターミナル・デパートによる沿線業者の圧迫は結局法の作成を促進されることになったのではないかと思っております。このように消費者の零細な金をかき集め

て、またたく間に消却していきけるデパートとか、銀行とか証券会社、保険会社、映画館などの業種建築物のみが著しく伸びていきまして、その方面にのみ金融が優先的に出されているという現状を見ましたときに、この非生産性をもっともって海外に消費市場を伸ばす生産工場拡充に向けられるならば、と私たちは残念でなりません。ただ消

費をおられる拡充、特売競争ももうこれでたくさんだと思います。このたびの法が地域的には許可される幅のある法であるということを考えまして、ただ単に便利だからという常識論をい

ま一步国家的立場から考え合せます。で、このたびの法に賛成いたします。ただし、この法が通越いたしましたとして、中小企業の道が開けるとも思いませんし、政府は選挙公約にいつも中小企業対策を大きく打ち出しながらいつもって何一つ実のある対策がなされておらぬというこの政治の貧困さを今さらのごとく私は抗議いたします。

私は五年前から主婦連の主張として繊維製品品質表示法を通すために努力して参りました。この表示の実施にと

りまして、今までデパートの品は信用
がおけると言って衣料を多くデパート
で求めておりました人たちも、その正
確な表示を見つけることによりまし

て、末端の小さな業者でも納合いと値段によってはお安心して買えるのではないかと思いますので、中小企業対策の第一の生きた方法だと自負しております。このように商品の知識を普及徹底させまして、消費者の便益を考えながら中小企業の振興対策を早急に打ち出していきたいと思っております。審議会ではいろいろとデバ

トの横暴だということが中小企業の間からもまたお話が出ましたし、そうい
うときに私も申し上げたのですが、中
小企業の方では一方的にデパートが横
暴だ横暴だと言いつながら、あるいは正
伝い店員を、あるいは品物を入れるやう
めにデパートにへつらって自分たちお
けがいいことをしているというよう
な相当業者の多いということを聞いてお

ります。こういう点も一応みんなが巨省なさいまして、小売業者はこの階級組織を強固にいたしまして、団体の力で組合化をし企業化をし百貨店のまねばかりをせず、大資本の百貨店ばかりの

に、百貨店に走れといったひにはこれ
はまことに時間の不経済の上もない
ことである。いわんや日常のそうざい
を一々百貨店でまかなえるものでもあ
りません。こういう欲しいものがある
が、一つたずねてみてくれないか、取
り寄せてくれないか、こういうような
こまかいことを一々言ったところで、
百貨店は相手にしてくれるものでもあ
りません。こういう意味から言います
れば、われわれに必要なのはむしろ百
貨店よりも全般的な小売業であり
まして、われわれは全般的な小売業
をよくすることがわれわれの経済生
活の上にまことに必要欠くべからざる
ものであります。ただ小売業——いわ
ゆる普通小売商といいますが、普通小
売商はあまりに数が多いためにわれわ
れは恩恵を感じない。空気があまりに
多いためにわれわれは空気のありがた
さを知らない。空気がなくなつてはじ
めてわかる。全百貨店がストライキを
やりましたところ、われわれはそう痛
痒を感じません。しかし全国の、ある
いは東京の小売商がゼネラル・ストライ
キをやった場合にはわれわれは二日
と生活はできないと思ひます。そうい
う意味合いにおきまして、私は普通小
売業者を全体として維持育成するとい
うことはまことに必要なことではない
かと存じますが、一方百貨店の立場か
ら申しまして、百貨店が利益でありま
すけれども、一つの地域に百貨店が今
まで一つあったものが二つになったか
らといって、先ほど申しました経済的
利益は二倍になりません。三つになり
ましたからといってこの経済的利益は三
倍にはなりません。その結果は、結
局百貨店みずからも非常に能率が落ち

るばかりでなく、先ほど三善参考人か
ら言われましたように、今日のよう
に、ああいう小売業者もありましょ
うが、不当競争のような状態では、消費者
というものはこれは利益を受けるより
もむしろ弊害を受ける方の立場がある
のであります。ついつられて買わなく
ていいものを買う、なけなしの財布を
はたく、あるいはそういうことはい
であります。一部は今おとり類
似のことをやられてついでに買う、こ
ういふような状態にまでなる、そうし
て結局はその競争は普通の小売業者の
競争は非常に積極的な効果を上げます
けれども、競争過度に至りますという
と、結局これは先ほど高橋参考人から
出たと思いますが、他人の利益から
やってきたところの競争は何もなりま
せん。社会的な利益は何も生じませ
ん。ある会社の名の通つたミルクキャ
ラメルを百貨店で買おうが、小売商で
買おうがどちらも違いはないのであり
ます。名の通つた品物があるならば、
どこで買つたつて今日では規格がき
まつておればちつとも差しつかえな
い。それが過度競争になれば、百貨店
の目についたところで買うというよう
な結果が生じますからして、百貨店は
非常に効果的でありますけれども、あ
まり過度に至るといふと、私はその利
益はその間に生じてこないばかりで
なく、かえつて弊害を生ずる面があ
る、ことに商業がもし工業のごとく大
経営になるに従つて利益を生ずるもの
としたならば、小売業というものは、
普通小売商というものはどうの昔にな
くなくなつてしまふと、あたかもあの手車
で糸を紡いでいたあの方法が、紡績業

の発達によってなくなつてしまつたと
同じようになくなつてしまふのであり
ます。けれども、今日なお中小小売業
者は増加こそすれちつとも減少はしな
い、そしてわれわれもこれから利便
を受けておるといふことは、大きく
ば大きいほど節約が生ずるといふこ
ろのいわゆる経済学の教える大経営の
利益は、商業におきましては起つてく
ることが非常に鈍いのであります。お
客一人に売るために、百貨店だから十
人売れるというわけに参りません。一
人のお客にサービスしているときに
は、百貨店は店員が一人ついでいなけ
ればならない、小売店でも一人ついで
おります。百貨店におつて、百人のお
客を一人でするというふうな利益は生
じて参りません。ことに、私は特に小
売配給機構の本体であるところの中小
企業を育成しなければならぬというこ
とを考えておりますのは、まことに積
極に説法を申し上げまして恐縮であり
ますが、これは私の信念でありまし
す。から一つお許しを願ひたいと思ひま
す。

世の中が進みますと、月給取りが非
常にふえて参ります。月給取りとい
うのは、悪い話ですが、ある意味にお
いて非常に無責任なものであります。聞
違つたことをいたしまして大して首
になつたことはなし、生活には困りませ
ん。責任が非常に軽い。真剣にならな
い。彼らは他と競争しても木剣試合で
ある、これに比べると独立の中小企業
というものはほんとに火の出るよう
な仕事をしております。まことに非常
に苦しい。勤勉家であり、責任感があ
り、努力家であるこの国民の素質とい
うものは、私は中小企業において育成
されるので、月給取り社会においては
私は育成できない、まことにその日暮
しの消極的な人種がこの月給取りの多
い社会にはできてしまふ。私はそうい
う意味合いにおきまして、ほんとに
日本の国が今後とも今までのように非
常に発達したる優秀な国民として残
るためには、なるべく多くの者がほん
とうにおれたちは毎日真剣勝負をして
いるのだ、ちよつと用心をしないと血
が出るのだ、命を失うのだという氣持
の人たちが多数できるということが、
私はやまと民族の発展にとりまして、
まことに必要なことだと思ひます。ま
たこういふ方々はよくすれば他日い
階段に、あるいは富貴までいかなく
も、りつぱな財産ができる一つの中核
段階におけるのであります。非常に穩
健な社会層であるかと存じます。こう
いふ社会層を維持育成するということ
が、私はまた社会全体としても非常に
いいことであらうと存じます。百貨店
はいいことと存じます。百貨店
で飲みたい、これもいいことなん
であります。しかし銀座へ行つてお
茶が飲みたい、これもいいことなん
です。しかし銀座へ行つてお茶を飲む
ら晩飯はいいことになりましてとい
うと、これはもう元を枯らしてしま
うもので、私はそういう意味合いにお
きまして、この全体としての中小商業
者の地位というものは、全体としては
非常に育成していかなければならぬ立
場ではないかと考えております。おこ
がましい話ですが、最近アメリカの維
護にあつた一つの批評を御紹介し上
げます。アメリカのようなところは非
常に金持の国だらうと思ひますけれど
も、商業者の所得というものは非常に
少く、かつかつの生活しかしていけ

ない、そのために物の値は相当安く
らぬが、とにかくそれで生活は苦し
い、しかし彼らは朝から晩まで生活し
ておるのだけれども、まことに苦しい
生活しておるけれども、働いてしか
も所得は少いけれども、とにかく一國一
城のあるじだ、自由の者だ、俸給生活
者には考えもできないような一つの自
由な人間だ。もしこれが大企業家
によって彼らが職を失うとするならば、
これらの小さい業者というものは、必
ずや社会保障の対象になる、そうす
るとこれは税金で養わなければなら
ない。ところが今中小商業者が苦しい
けれども維持できていくとすれば、こ
れはなるほど自分の経営上の必要から
うしても物は安くありませんが——こ
れは高くなる消費者の負担になる、
そうすると結局現在のようであつたと
ころでこれは消費者の負担になるかも
しれない、しかし職を失えばまたこれ
は納税者全体の負担になる、どつち
も社会の負担だとしたならば、これは
一体どつちがいいとするならば、それ
は、今のようないかなる社会にほんとう
に一生懸命働いておる中小業者を維持
した方が、社会にとつても、また業者
にとつてもいいのではないかと、
これは私の意見ではありませんが、本を
読みましたのですが、まあわれわれと
しては一つの考えさせられる問題では
ないかと存じます。

なおこの際にそれにつけて一言いた
したいのは、先ほど来も話が出ました
が、人口が非常にふえる、そして多
くの人がその職を小売業界に求めるこ
とができる、日本のような人口過剰な
ところでは、小売業界を維持していく
ということとは、増加する人口に職を与

えるという意味において、いいことではないかという考え方が、まあ完全雇用というように今日では非常に流行語になっておりますが、しかし自身これに対してきょう自分の意見は申し上げませんが、しかしあまり収容し過ぎて、いいかもしれません、今度小売業者みずからは困るという小売業の過剰という問題が起って参りますけれども、この点はまことに非常にむずかしい問題にならうかと存じます。私は一律にこの議論のどちらにもきょうここで自分の意見を、賛成的意見、あるいは反対的意见を申し上げないことにいたします。私のこういう基本的な考え方から今日の百貨店法を見ましたときに、私はやむを得ないのではないかと、こういうふうに考えております。熊勢参考人から一本の法律で規制するということはどうか、まことにその通りであります。しかしこの一本の法律で規制するということはスローガンとしては非常にけっこうな言葉で、強い印象を与えますけれども、規制の方法なんでありまして、百貨店の数は全国百にすべし、あるいは東京では十にすべしというならば、これは非常に融通のきかないものだからと思ひます。が、しかしどなたからも話がありまして、今度の法案はそういうところまでは行っておらない。必要な場所には、必要なきには認めるのでありますから、その点は私は心配はしておりませんが、ただこれもどなたかのお説にありました、一体これをだれが運用するのだ、こういう問題なんでありまして。私はこの点においては百貨店法案が通らなくても、国家

の政策として非常にむずかしい問題だと思ひます。この議論ももう時間もありませんから私申し上げませんが、私は投票で動いてもいい、金で動いてもいいと思ひます。と、いって、委員会ができてからもイデオロギーで動いても、これも困ると思ひます。私は何か一つの、何人も異議を言わない客観的な一つの基準が設けられるものではないか、まあ設けられないでも、そういうような気持で運用しなければ、これは法律がありまして小売業者は安心ができません。百貨店もまたこのやり方によつてはそう心配することもない。いかようにもなるものと思ひます。から、問題は一体この基準をどこに置くかという問題に私は帰着してしまふのではないかと、こういうふうに考えるのでございます。

それから勧告に関する条文、私はあの点も非常にけっこうであると思ひます。またそうしなければならぬが、それも一体どういう基準での勧告を運用しようとしておるか、これもまたあの問題も運用に關してのことです。きょうここで三巻参考人から非常に私が言おうと考へておりましたことをお話しになりましたから私申し上げませんが、私はもし三巻参考人の言われたように、消費者が教育されたならば、私は今日のような問題は著しく軽減されるのではないかと、消費者がほんとうに自覚して、むだな宣伝に乗らず、仮装的なといふ、表裏的な宣伝に乗らず、こういうようなことになれば私は非常にいいのじゃないか。時に政府が、これも先ほど話がありましたが、規格を統一する、あるいは品質の保証をする、それから品物の、何といひますか、銘を打った品物がたくさん出てくる。先ほどの何々キメラメルと言ふばどこで買つても同じだといふことになりまして、私は小売業界が、今日のような混乱状態が百貨店のために起らないのじゃないかといふことを考へております。同じ基本的な考え方なんです、不正、公正でない競争、私が公正でない競争と申しましたのは、商品の代価、品質の競争でなくして、これに關係のない他の方法によつて消費者を獲得しよう、あるいは仕入先を獲得しようという方法なのであります。ほんとうにいい品物を安く代価で供するのとはちともかまいません。けれども、これは百貨店と關係しないのですが、因縁情実で悪い品物を買わなければならぬということがありますが、そういう式の百貨店には、百貨店でそういう方法が私はあると思ひております。またやっていると申します。そういうような事例を目標に運用し、そして日本の小売業界全体として行けば私は日本の小売業界全体として行くべき道があるのじゃないか、言いかえれば一つの方針をもつてやるならば今日はこの問題は深刻でなく、また将来緩和される余地があるのではなから百貨店も決して先ほど申したように社会小売業態としては一部の職能しか果たすことができませんので、全体的には大きくなり、これに取つてかわるというところはできないのです、おのずからその限界がありまして。ただ今のところでは限界を守つておられません。また私の言つたような政策がすぐに行われるものでもなく、消費者の教育がすぐに出るものでもなく、そういう消費者がた

これはかすに相当の時間をかけなければならぬ。言いかえればかりにアメリカならばアメリカに例をとてみればそういう程度まで達しなければならぬ、それにはいかにすればいいか、それをわれわれは待つてゐるわけには参りませんから、この際この程度の規制はやむを得ないのではないかと。ただ運用の点において私は一つの方針をもつて運用してもらいたいという動かない、ある特殊の勢力あるいは事情によつて動かないようにしていただきたい、これが私の考え方でございます。法案に關します詳しいことは私本日は控えておきたいと思ひますので、この程度で……

○委員長(三輪貞治君) 以上の御意見に對し質疑のある方は御発言願ひます。

○高橋衛君 私は高橋参考人に一点伺ひたいと思ひます。小売と申しますか、中小商業に關連して、百貨店のほかにもう一つ大きな利害關係を持つてゐるものに、大きな工場であるとか、戦域におけるところの購買會の問題があると思ひます。この種の購買會は多くは事業主の厚生施設として行われてゐるのが普通であり、従つてほんとうにペイするラインにおいて行われるといふことよりは、非常に安く行われている場合があり得ると思ひます。ことにその購買會がその従業員に對してのみにやつた場合にはこれは問題がありませんが、多くの場合に従業員以外に對しても相当販賣をしてゐるというものが実情であります。そういう問題を、これは東京におけるよりもむしろ地方都市において相当問題が深刻であると思ひるのであります。

すが、そういう問題を同時に考へて行くとしなければ、この措置はおそらく非常にアン・バランスな結果になりはしないかというふうに考へるのであります。その点についてどういふふうに考へておられるか。それからこの点について向井先生にややお伺ひたいのでありますが、ああいうふうな購買會、いわゆる厚生施設の一つとして行われてゐるところ、つまり工場によりましてはむしろデパート以上の規模をもつたものがあるようでありまして、そういうものが組合員以外、工場の従業員以外にどんどん販賣してゐるというその社会経済的な効果と申しますか、それについての御意見をお聞きたいとおきたいと存じます。

○参考人(高橋貞治君) ただいまお話ございました購買會並びにこれは生協もあるわけでございしますが、まあ生協の場合は百貨店の売り上げが先ほど七%と出ましたわけでございしますが、織維などは二〇%から三〇%、都市だけのデパートと小売商の売り上げ比較でございしますね、二〇%から三〇%になるわけでございます。大体この生協は一つといつておられますが、非常にこの生協だけを考へた場合には今日小売商に對してはデパートほどの全国的な比率ではないわけでありまして。しかしながら地方におきましては生協は相当逼迫を小売商にいたしておる実情であります。これは現在われわれも材料を集めまして、必ずこれは将来何らかの法律を作つていただきたいと思つておりますが、とりあえず今申し上げた通りデパートと比較いたしますとほとんど比率が少い、やがてこれは絶対に手をつけなければならぬと思つてお

ります。

それから購買会の問題でございますが、これは鉱山とか特殊なところでございまして、今仰せの員外活動と申しますかこれは少いのでございますね。大体会社だけの購買会が多いのでございまして、そしてその購買会でも取り扱っております商品には、品物にもよりますが大体金額の多いものでございまして、小売商を相当利用しているのでございます。その購買会にいたしますと、一番むずかしい大きな問題になるのであります。それに対する何と申しますかわれわれの本部の方で購買会をもう一度研究しようということ、特に会社の購買会をワケ内でやっておいて、鉄道のような場合はございまして、鉄道の職員がその事務系統を一切やりまして、給料は鉄道で払うというやうな問題はたしかに原価採算が非常に安くなる、われわれが幾ら苦しく徹夜をしあるいは主人が夜十二時までやってもそうといった原価計算の面では競争でき得ない、これも相当現在問題になっております。しかし特に購買会は相当小売商の中へ入っておりますので、今資料を集めてございまして、比較は今申し上げた通りデパートが一番大きい、とりあえずこの問題は何か規制をお願いしたいという現在考えております。

○参考人(向井鹿松君) たいだいま御質問がありました、私はこういふ御質問に考えております。購買会が購買会として、といひますのは私の解釈するやうな購買会としての任務にとどまるならば、また生協が私の考えている本来の仕事に従事するならば、これは小売業者が困りにならなくてもこれは私は仕方がないのじゃないかと思ひます。たとえばある会社が厚生施設に自分の金を出して俵給なり収入の一部を補つてやるという政策をとるならば、私は月給でやるというのはいいいが、安い品物でやるのはいかぬという理屈は私はどうかと思ひます。が、しかしこれは国営の場合には違ひます。私は国家事業がそういう式をとって、その事業の収益で特別な金を出して、特別な何と申しますか給与をやつておいて、赤字が出たら納税者の税金で補う、こういうやうなことは私はもう絶対いけません。これは国家の事業の場合と、一私会社の購買会とは明確に区別しなければならぬ。国有財産は国有財産として一つ公正に扱つてもらいたい。私の企業はこれは私有財産でありますから、他に影響を及ぼさない限りは自分の従業員にいい待遇をするのだというならばこれもやむを得ないかと存じております。ただ問題はそれが本来のわれわれが観念しているその配給状態の活動を脱して、一般社会的な配給機構として活動するやうになります。これは一般配給機構と同じやうに扱つてもらうのはこれは当然だと思ひます。私はその意味におきましてドイツの一九三四年の立法が小業者もまた購買組合も協同組合も同じやうに一本の法律で扱つて行くという事は非常に興味深い事実であらうと思ひます。その点は日本の行政機構でもうだいたい官庁が分れておるやうであります。まあこれは私も専門家の方がありますが、同じ組合でありながら厚生省あ

るいは農林省あるいは通産省の関係があり、ばらばらの行政を行ひ得るやうになっております。これは全く非常な統一を欠くやうな現象で、先ほど来申し上げましたやうに、われわれはとかく社会人として社会配給機構に頼つてゐるんだから、これは一つ一本として考えてもらいたい、こういうやうに考へております。

○上林忠次君 向井さんにちょっとお尋ねしますが、これは自由主義国家全体の問題であらうと思ひますが、もちろん日本の各種業界の編成も違ひますし、資源関係も違ひ、特殊な日本の状態のもとでどういふやうな職業別の構成ができておるの、よそとは違ひ点があるかもしれないけれども、デパートあるいは協同組合、消費組合、こういうやうな運動が盛んになっておる点では同じじゃないか、よそではどういふ工合な、こういうやうな業者に対する規制をやつてゐるのか、現状はどうなのかと、先ほどお話がありましたやうにデパートもそう大きくなるもんじやない、常に配給機関として小売といふのは必要なんだ、ある限度があるんだといふことを聞いておりますけれども、おのずから日本も日本と諸外国とは違ふんじゃないか、どこまでこの状態が進むのか、まあその爛熟した国はもと日本より進んだある程度の域まで行つてゐるんじゃないか、それに對してどういふやうな規制をしておるか、協同組合の活動なんかどういふ工合になつてゐるか、私農林省関係の農業協同組合のあつた状況を見ておりますけれども、仕入れの状態あるいは営業の状態、経営の状態を見ていますと、ある限度でやはり小業者を全部抹殺する域には行かない、もう限度が来ているんじゃないかというやうな感じがしております。デパートにおきましてもある限度があるのか、あるいはデパートから進んで特定のビル街というものができて、そういうやうな方向に進んでいくならば、小売業はもう抹殺されるんじゃないか、そういうやうな懸念もあるのか、諸外国の今の進展の状況、これに對するコントロールの状況、どういふやうな程度にやつてゐるか、そういうやうな点について諸外国の状況を聞きたいと思ひます。

○参考人(向井鹿松君) たいだいま御質問がありましたので、ただ平素の考えだけを述べさせていたがたいと思ひますが、私は先ほど来やましく申し上げましたが、私は購買会なり生活協同組合といつておる場合にはこういうものだと、私はそういうものである限りはそれの自由にしておいてよろしいんだと、しかしこういうことはあらゆる組織においてあることでありまして、自分の消費者のために、われわれの仲間の消費者のために、われわれの作るのですが、組織を作つて軌道に乗りますといふと、これはほんとうの社会改良的な気分には徹底しないといふと、だれしも組織がおもしろいといふと、何といふ組織の強制と申しますか、組織の強制によつて発展したり、それに一つの興味を感じたり、その自分の領域を脱していくのじやないか。私はそういう場合には、一つの規制が必ず社会的に必要が起つてくるのではないかと思ひます。百貨店が外国ではどうなつてゐるか、あるいはチェーン・ストアがどうなつてゐるかといふ話がありましたけれども、私はこういふやうに自分の案では考へております。先ほどどなたか同じ漁場に他が入り込んで競争するのだ、そういう場合には私は競争も自由放任はこれはもう許されぬ。競争はいいことだ。しかしその事業そのものの競争でなくして、先ほど言つたやうに金の力、政治の力、何のやうなやうな、あるいは他の業者のやうな営業をやつてお客様をつる、自分のする仕事に配給効率ではない、これは私は差しさわりのあるから申しませんが、当然他の営業に属する仕事を自分がやつて客を何するといふやうなやり方で競争するといふことが、私はこれはいけないのじゃないか、そういう考へ方であるからして、私は自分の意見としては百貨店でもチェーンでも、戦域を、同じ戦場でやる仕事に競争するやうになれば、特にそれが不当だと、あるいはそのために多数が困る。多数が困つたことによつてかゝつて社会的におもしろくないといふやうな場合には能率が高いからなるのだから、それに対して一つの税金をかける。税金をかけます場合には、これは教を制限するのではありませんし、免許も要らないのですからこれはもうかる。こういふたやり方をやれば非常に能率が上がるから、うまくやれるといふ自信がある者はハンディキャップがつきましてもとにかくやれる。税金を払つてもやれるといふことはそれだけ能率が高い。そして消費者の利益になる。こういうやうなやつてゐる国は多々ではありませぬが、ある。それならばちつとも競争を制限するといふことにはならない。能率が低いからといふことになれば高い

だけの、所得の多いものが多くの負担を個人でも負担するように、これは人と違ふのだ、能率が高いのだということになれば、それを国家が取り上げていく。もし目的税的にするならば、先ほど私が小売業者がこういう方針でいけばいいのではないかと、一方に利用するならば、小売業者も一般消費者も全体として円満にいくなければならない。そういう空想は描いておりませんが、あまり今詳しい例を持っておりません。

○上林忠次君 それじゃ何ですか。外国ではデパートの進展、発展状況というのは日本に比べてもう限度がきているとか、時にこれを規制するような必要はないということになっているのですか。

○参考人(向井鹿松君) 少くともアメリカが一番発達しましたけれども、一九二〇年から三〇年の間にほとんどまっとうしております。私はその当時から、もう二十年前から日本の小売業者は百貨店をわあわあと言っているけれども、百貨店といふのは一つの、一カ所に多数の物を集めてこなければならぬ。いふのだから、これは必ず限度がある。まあ今日でも、おこがましい話ですが、アメリカの話ですが、都心の百貨店といふものはもう人がそこに集まらなくなった。時間がかかる、交通も危険でしうがない。費用もかかる。それでどう分散する傾向があるか、と同じように、私は百貨店がそろしいのではないかと、チェーン・ストアがおそろしいのだということ……どうしてチェーン・ストアができたかということ、二十何年前から言っておるのですが、日本はチェーン・

ン・ストアが発達しない。それはだんだん一カ所に集中するが、ある程度客を追って向うへ行きますから、これこそ小売業者に対して非常な脅威だと思っておりますが、アメリカでは二十年代に、私の記憶が間違っていないけれども、二十年代に百貨店問題はもう大きな問題ではなくなっていました。起つたのが今のこれはチェーン・ストアで、これは非常な脅威を与えました。これに対して各州大てい

ています。そうして店の数をふやすほど税金が高くなる。エー・アンド・ビー、あれが一萬幾ら店があつたのが今は七千ぐらいでしょう。その税金のためにだいぶ減つております。だから国によつてこれは違ふのじゃないかと思ひますが、私は日本でも百貨店がで

るならば、あちらこちらにやれる百貨店チェーンみたいなものでもできるのじゃないか。現在のようになカ所にやるということではもう行き詰まりがきていふのじゃないか。なるべく百貨店チェーン的なものを作つて、先ほどチェーン・ストアと言つたのとはちよつと意味が違ひますけれども、作つていく。

○上林忠次君 それでは百貨店に対する規制といふのは、どこの国もないのですか。

○参考人(向井鹿松君) アメリカでは私は承知しております。それは今言つたように、もう社会的にすでに問題がないようになつておる。チェーンに対しては厳重な規制をしております。ですから、その事柄には、この社会ではこれがおそろしいのだといへば、これがエキセントリック

だといへばそれに対してはあるのじゃないか、あるところ考へております。○阿鼻根登君 能勢さんに御質問申し上げますが、今デパート側と中小企業者側から御意見を伺ひましたが、いづれも抽象的でございまして、法案の細部には言及されなかつた。かように考へておりますが、能勢さんの先ほどの御意見の中にもデパートというのは一応その限界にきておるのだと、そうひどくならないのだ、こういうことをこの前の二十二国会でも申し上げて、現在もその通り思つておる、こういうことをおっしゃつたと思ひます。なおまたただいまの向井先生のお話をお聞きしておると、デパートというのはもう一応限界にきておるのだと、こういうところが先ほどの能勢さんのお話では、昭和十三年から三十年まで約二十年間の間に一割二分の増加をやつておるだけである。ところが今度こういう法案が出るようになりまして、全国で約五十万平方メートル、三三%の増加、こういうことになつてきましたので、審議しておる私どもはここの法案が百貨店拡張促進法案のような気がするわけなんです。そういう点から考へてみましても、能勢さんのおっしゃつたように、もうデパートというのはその心配されるほど拡張はできないのだと、そうして二十年間の間に一割二分しか拡張しておらないのじゃないか、ところが今度物になつたならば買ひだめるといふ人間の心理だと、これは私どもわかりませうけれども、この法案が審議されるようになった近々一年半ぐらいの間に五十万平方メートル、三三%ふえたといふことは、今までの例から見

るならば三十年分ぐらゐこれは拡張されたような結果になるのじゃないか。それにもまして、この法案に反対されるところというところになつてくると、少し矛盾した点があるのじゃないか、こういうふうに考へるわけですが、その点一つお聞きしたいと思ひます。

○参考人(能勢昌雄君) 今の御質問でございまして、先ほど私が述べました言葉に不十分な点があるかと思ひますが、一昨年の衆議院の商工委員会ですり上げたときには、今先生のお話のようにならぬかと思つておりました。今日でも私はそう考へております。と申しませうが、私も業者ではございませぬけれども、大体向井先生もお話になりましたように、百貨店といふものにも限度がありまして、先ほど三巻参考人の話と関連いたしました。やはり自由競争をやつておりましたが、広告をやつて、あるいはいろいろな宣伝をやつて、またサービスをやつてといふことも、それをみな簡単に消費者に転嫁するといふことはできないことは御承知の通りであります。よそより高いものを売つたらお客さんは安い方に行つてしまふわけ、百貨店の方はそういうコストがかかる。小売屋さんの方は安いかからぬ。従つて小売屋さんの方が安いというところになれば、とても百貨店の方は太刀打ちができません。それは何で現われていふかと申しますと、それは百貨店の方では全部利益で負担しております。御承知の通り戦前から百貨店の利益率といふのは年々低下しておる。もうこれ以上低下すれば、企業としても、皆商人ですから、採算をもつてやることですから、大いではないんじやないかと思ひます。ただ最

近の増加につきましては、ちよつと私も遺憾の意を表しましたように、私の見通しの違ひもありましたが、一つはやはり数年先の計画をここにしわ寄せをした最も大きな理由は、割合に建築がしやすい状態にあるということが一つでございまして。それとまた一つは、全部がそうではなく、かねてから計画を立てたところが、やはり通常の状態において一割——一割五分といふものの増加がその中に含まれていふことも事実であります。そういうものの大きな原因として申しましては、やはりわが国の経済の安定と申しますか、正常なる発展の結果、やはり生産方面も合理化され、いわゆる生産性が発揮されてだんだんふえて参りました。もちろん輸出といふことが大眼目であるとおしやいますけれども、国内市場がなくて輸出といふことはできないわけでありまして、やはりいわゆる生産全部を需要、大きな意味における消費、国内、国外を通じてそれに合うように生産をされていくわけでございます。そういうわけでございます。やはり百貨店といふは、今まではどのくらい、その翌年はどのくらいといふ、やはり経済の見通しをつけて、ここの一兩年の間に、一昨年以來擴張計画を持つたといふことは、私やむを得ないだらうと思ひます。それともう一つは、生活の内容といふものの変化、向上といふことが著しいのでございませう。一例をとつて申し上げますと、戦前は、たとえば電氣器具と申しまして、もう、もう大した売場は要らなかつた。また衣料品と申しまして、混織の新しい繊維がどんどん出まして、従来の倍やその面積ではそれだけのもの

の増加につかまは、ちよつと私も遺憾の意を表しましたように、私の見通しの違ひもありましたが、一つはやはり数年先の計画をここにしわ寄せをした最も大きな理由は、割合に建築がしやすい状態にあるということが一つでございまして。それとまた一つは、全部がそうではなく、かねてから計画を立てたところが、やはり通常の状態において一割——一割五分といふものの増加がその中に含まれていふことも事実であります。そういうものの大きな原因として申しましては、やはりわが国の経済の安定と申しますか、正常なる発展の結果、やはり生産方面も合理化され、いわゆる生産性が発揮されてだんだんふえて参りました。もちろん輸出といふことが大眼目であるとおしやいますけれども、国内市場がなくて輸出といふことはできないわけでありまして、やはりいわゆる生産全部を需要、大きな意味における消費、国内、国外を通じてそれに合うように生産をされていくわけでございます。そういうわけでございます。やはり百貨店といふは、今まではどのくらい、その翌年はどのくらいといふ、やはり経済の見通しをつけて、ここの一兩年の間に、一昨年以來擴張計画を持つたといふことは、私やむを得ないだらうと思ひます。それともう一つは、生活の内容といふものの変化、向上といふことが著しいのでございませう。一例をとつて申し上げますと、戦前は、たとえば電氣器具と申しまして、もう、もう大した売場は要らなかつた。また衣料品と申しまして、混織の新しい繊維がどんどん出まして、従来の倍やその面積ではそれだけのもの

の増加につかまは、ちよつと私も遺憾の意を表しましたように、私の見通しの違ひもありましたが、一つはやはり数年先の計画をここにしわ寄せをした最も大きな理由は、割合に建築がしやすい状態にあるということが一つでございまして。それとまた一つは、全部がそうではなく、かねてから計画を立てたところが、やはり通常の状態において一割——一割五分といふものの増加がその中に含まれていふことも事実であります。そういうものの大きな原因として申しましては、やはりわが国の経済の安定と申しますか、正常なる発展の結果、やはり生産方面も合理化され、いわゆる生産性が発揮されてだんだんふえて参りました。もちろん輸出といふことが大眼目であるとおしやいますけれども、国内市場がなくて輸出といふことはできないわけでありまして、やはりいわゆる生産全部を需要、大きな意味における消費、国内、国外を通じてそれに合うように生産をされていくわけでございます。そういうわけでございます。やはり百貨店といふは、今まではどのくらい、その翌年はどのくらいといふ、やはり経済の見通しをつけて、ここの一兩年の間に、一昨年以來擴張計画を持つたといふことは、私やむを得ないだらうと思ひます。それともう一つは、生活の内容といふものの変化、向上といふことが著しいのでございませう。一例をとつて申し上げますと、戦前は、たとえば電氣器具と申しまして、もう、もう大した売場は要らなかつた。また衣料品と申しまして、混織の新しい繊維がどんどん出まして、従来の倍やその面積ではそれだけのもの

が並べられない。それでは並べなければいいじゃないかというお話もありましたが、やはり百貨店は先ほどもお話ししましたように、一堂にいろいろの品物を集めて御便宜をはかるという建前から、そういうものを並べる面から言いつても、ある程度の増築は必要でございます。しかしこれも今申しましたように、採算がございまして、これ以上とんどんふやしていくという事は、新しい企業が別の観点をもってふやすなら別ですけれども、現在の百貨店業者は、私はよほど経済的ベースを見通すか、あるいはよほど先行きの見通しを、樂觀と申しますか、先を買ってやる人でない限りは、そう著しい増加はないと、前にも思っております。今も思っております。それは先ほど申しましたように、三十年以後、三十二年、二年の末におきまして、私どもの手元におきましては三割何割の増加、これは割合に信憑性がないのでございまして。特に現地に行つて調べたわけではございませんが、ただ届け出の数字を基礎といたしまして、ここ一兩年はその結末として、もし許されるならばふえてくるというわけではございませんけれども、そう将来むやみにふえていくという事は、私はあり得ないと思つてございまして。東京に非常にふえたという事は、全国的な面積以外に、政治の中心、消費の中心地である東京を目の前に見ていられしやうで、ふえていくことが割合に皆さんの目に触れるわけではございませんけれども、東京という所は割合に百貨店の面積が従来少かつたのでございまして。大体私どもの調べによりますと、

昭和三十年十月一日の国勢調査のとき人口を基礎といたしまして、そうして私どもの同日の百貨店の協会で調べました売場面積を見ますと、人口一万人に對しまして、全国平均は五三・二平方メートルでございまして。六大都市では六一・三・四平方メートルでございまして。六大都市以外の地方は四二・五・六平方メートルでございまして。ところが東京は、一万人に對しまして五三・一・四で、むしろ全国平均より低いところのところでございまして。それによつて、東京の倍もございまして。いわゆる商業採算と申しますか、そういうものからいたしまして、東京に出できて店を開きたいという人が多いわけではございません。また将来を考えますと、東京の消費は当然もつと大きく向上されるだらうという点で、非常に東京地方へ企業者が出てきたといふことが多いため、かりに東京の増加を見ますと、東京が今の私どもの方に對しまして表では、三十二年末で三割一分ほどふえるわけではございまして、かりにふえましていたしましては、五三・一の三割で、大阪に對してはまだはるかに低位にあるといふことが東京へ出てきた理由でございまして。しかし多少でも東京に對しては、あるいは私はもつとふえる可能性があるんじゃないかと思つて。東京の都市そのものの発展に伴つてふえるんじゃないかと思つて。で、私はそういうふうにかお話しした場合には、先ほど言つたかお話ししたように、百貨店といふものは、もうこのくらいでけつこうじゃないか、もうそれはどふえなければこつという法律があつてもじやない

ならぬじゃないかということに相なると思つて、やはり私どもは将来の国の経済の正常なる拡大、膨脹、発展といふことを目標に置いておりまして、そういう場合にやはり許されるべきものは許されるという状態に置いていたきたい、こう考へる次第でございまして。これで御質問にお答えできたことになっておりますでしょうか。

○阿具根登君 ちよつとはずれておるやうなんですけれども、いわゆる私が質問したのは、非常に本法案に對して、能勢さんの御意見では、これは否決をしてもいい、こういうことを言われましたが、当初言われた百貨店の需要の限界というものから見比べると、この法案がそのまゝ通るとするならば、あなたの方の意見が皆通つておるといふことになりはしませんか。これをどうして否決せよと言われたのか、それは矛盾しておるじやございせんかと言つたわけでは。

○参考人(能勢雄雄) それじやお答え申し上げます。最後に言いましたように、将来やはりだんだん発展、経済とともに百貨店も発展していききたい。それでちよつと先ほどの説明のときにつけ加へました、今、向井参考人からお話がありましたが、画一的に耳きわがしつかりしておるといふお話がありましたが、これも全部申し上げましたことをお読み願ひましたらわかると思つて、画一的な法律はなかなかむづかしい結果、非常に幅のある法案が出たといふことではございまして。その運営におきまして、どうしてもこの法案をお通しになるといふことに相なりました場合は、やはり将来の経済とともに発展していく正常な百貨店の発展

も許しを願うようにお考えを願ひたいというわけではございまして。

○阿具根登君 高橋さんに御質問申し上げますが、いわゆる百貨店の規制というんですか、今こういう法案が出ておりますが、いわゆるこういう法律によつて百貨店を押えたから、小売業者はこれで立つていくんだ、こういうやうなお考えでは私はないと思つて。先ほど三巻さんがおっしゃいましたように、百貨店は各小売店に調査員を出しておいて、そうして小売店の値段と百貨店と調整をとつておいて。もちろん小売店の方は少しは安いでしょうけれども、それは先ほど向井先生のお話にもありましたように、信用の度合いとか、あるいは多数のものが一ぺんに購入できるというやうなことでプラス、マイナスになつておいて。そうすれば、結局三巻さんが言われたやうに、あなたの方の中において犠牲になつておるのは消費者じゃないか、そうすれば消費者は百貨店にも小売店にもあつておるわけですから、生協を作るとか、あるいはチェーン・ストアを作るとか、こういうことに私はなつてくると思つて。そういう場合に、小売店よりも生活協同組合を作つた方が安くて、消費者は助かるんだといふことになつてくるが、そういうやうなことから考えました場合に、ただいまあちらから質問がございましたけれども、消費者が消費者自身の生活から考へるならば、百貨店が立つていくといふことは考へられない。自分の生活をよりよくするために、より安い、よりいいものを選んでいくのが消費者でございまして、そういう点に對してど

ういうお考えをお持ちになつておるか、お尋ねしたいと思つて。

○参考人(高橋貞治君) 実はこの百貨店法で百貨店を規制していただきたいといふことを申し上げました理由の一つとしたしまして、現在まで野放図にどんな建築がされておるわけではございません。特に一例を申しますと、豊島にデパートの二万坪ができたといひますと、もちろんこれは駅の近くの場所のいい所へ作ります。小売店は一軒七坪平均でございまして約三千坪の小売店がふえることになるわけでありまして。そうしますと、ちよつと豊島が約三千ございまして、まあ購買力はさう大して違ひございせんので、売り上げは半減する。こういう実例が出て参るわけではございまして。まあそういうことが、規制がある程度これは百貨店法にもございまして、百貨店審議会におきましてはこはどうかして、消費者としてはまあ百貨店は小売店に對して一つぐらゐあつてもいいという妥当なお考えで作らしていただくことが百貨店法案の今度の法案になつておりますが、こういうのはやむを得ないと思つて、もう實際、これは何と申しますか、東京市内におきましては不安におのいております。きようは新宿にまたデパートができたやうだ。また裏にできやうだ。また池袋に二つも三つもできる。特に有楽町にできる。あるいはまた有楽町に近くのマツダビルをまたデパートが買つたらしい。おそれる今のわれわれ小売商會に伝えられておるところの不安は十や十五どんどんできるわけでは。まあ、ちよつと基礎工事ができたなら、大体これは全部許可するといふやうな姿が出ておりま

すが、はつきり申しますと、品物を安く売るといふことに對しましては、われわれ団体といたしましては、まあ消費者に對して反省して、より以上研究いたし、勉強していかなくやならぬと思つておりますが、これは専門のりつばなお店もございまして、まあある程度のお客をつないでおりますが、今申し上げました通り、購買力は大体きまつておりますが、店舗がどんなにいい場所につきますれば、売り上げが半減するといふ、これが実情でございまして、こういう状態で、われわれといたしましては、とりあえず新増築をこれがある程度規制していただくことが、すべて内容におきましてもうちつといろいろ申し上げたい点もございまして、まあ重要な点を新増築の売場の規制という点に主眼を置いたわけでございます。何かまた足りませんところがございますたらお答えいたしたいと思います。

○阿具根登君 これは私の意見になつてまことに失礼なんです、私も莫大な資本を投下して中小商店を圧迫するといふことは非常に反對です。しかし反面考えて見る場合に、莫大な資本を投下した人がその資本をそのまま置いておくといふわけにはいかぬ。それを回収するために私はやられると思ふわけなんです。そうするならば、その商品は必ず高いか、あるいは非常に多く販売しなければならぬといふことになつてくると思ふのです。もう一つ極端に申し上げるならば、そういう資本を投下しても立っていないように、中小企業といふものは消費者にびつたりくっついておるならば、これはいいんではないかと、しろうとがこ

ういふことを言つてまことにおそれ入りますが、こういうような考えを持つております。かりにこういう法案が通つたとしても、それによつて自分たちが事足りるというのじゃなくて、自分たちの対象は消費者である、消費者と自分たちは密接にくっついてゐるのだ。その間に莫大な資本を投下するならば、投下した資本はふくらんで必ずその人のふところに戻るのだから、その点十分注意してやつてもらいたい。かように、私の意見でまことに申しわけないのですが……。

○参考人(高橋貞治君) 非常に仰せの通りでございまして、われわれも、小売業者も極力反省いたしまして、今までサービスの点、あるいは正札をういつた面を研究いたしまして、寄り寄りというのをやめておりますが、一面から言いますと、巨大の資本をもちまして、特にお子さんの遊ぶ場所を作りました、また夏は冷房にいたしたり、冬は暖房にいたしたり、現在食うだけなにかをいたすことは、現在食うだけな小売店大体一ぱいなんです。これが八百五十万、家族人員を入れて八百五十万もあつてございまして、われわれの足らぬところは、仰せの通り、十分ございまして、よ

ういふことを言つてまことにおそれ入りますが、こういうような考えを持つております。かりにこういう法案が通つたとしても、それによつて自分たちが事足りるというのじゃなくて、自分たちの対象は消費者である、消費者と自分たちは密接にくっついてゐるのだ。その間に莫大な資本を投下するならば、投下した資本はふくらんで必ずその人のふところに戻るのだから、その点十分注意してやつてもらいたい。かように、私の意見でまことに申しわけないのですが……。

○阿具根登君 これは私の意見になつてまことに失礼なんです、私も莫大な資本を投下して中小商店を圧迫するといふことは非常に反對です。しかし反面考えて見る場合に、莫大な資本を投下した人がその資本をそのまま置いておくといふわけにはいかぬ。それを回収するために私はやられると思ふわけなんです。そうするならば、その商品は必ず高いか、あるいは非常に多く販売しなければならぬといふことになつてくると思ふのです。もう一つ極端に申し上げるならば、そういう資本を投下しても立っていないように、中小企業といふものは消費者にびつたりくっついておるならば、これはいいんではないかと、しろうとがこ

ういふことを言つてまことにおそれ入りますが、こういうような考えを持つております。かりにこういう法案が通つたとしても、それによつて自分たちが事足りるというのじゃなくて、自分たちの対象は消費者である、消費者と自分たちは密接にくっついてゐるのだ。その間に莫大な資本を投下するならば、投下した資本はふくらんで必ずその人のふところに戻るのだから、その点十分注意してやつてもらいたい。かように、私の意見でまことに申しわけないのですが……。

○参考人(三巻秋子君) 各般からのそれぞれ平均した人数で、いろいろとそれの立場の違つたものをあつたにいたす。ただ学者だけといふことになしに、大体消費者の声を相当入りますよ。うな方法をとつていたきたい。私は具体的にまだ何も考えておりませんので、お答え申し上げられませんが……。

○阿具根登君 向井先生に、重複するようですけれども、一言だけ質問させていただきます。アメリカの百貨店をのこを先ほどお話ししていただきましたが、日本の人口と、日本の経済状態と、日本の消費者の生活環境から考えて、日本の百貨店は現在で一応限界にきてゐるものと、そういうふうに私はお聞きしたように思いますが、そういうふうな解釈によつてよろしうございしますか。

○上林忠次君 どういう工合に申し上げていいのかわかりません。向井さんに、日本の百貨店と人口割合といふところから行きますが……日本は非常に稠密な人口をかかえてゐますから、また相当集まつてゐない百貨店はできないと思ふ。わざわざそんなところへ行くと、時間がとるばかぬといふわけですが、まあ外国から比べると、これだけ稠密な人口が集まつてゐますから、この一般小売店の数と、それから百貨店の数とを言いますと、キャパシティと、両方を比較しますと、アメリカは飽和状態になつてゐるといふけれども、今の日本はこれの倍は必要だ。今の状態、今の社会機構ではこの倍は必要だ。あるいは三倍が必要だと

○阿具根登君 これは私の意見になつてまことに失礼なんです、私も莫大な資本を投下して中小商店を圧迫するといふことは非常に反對です。しかし反面考えて見る場合に、莫大な資本を投下した人がその資本をそのまま置いておくといふわけにはいかぬ。それを回収するために私はやられると思ふわけなんです。そうするならば、その商品は必ず高いか、あるいは非常に多く販売しなければならぬといふことになつてくると思ふのです。もう一つ極端に申し上げるならば、そういう資本を投下しても立っていないように、中小企業といふものは消費者にびつたりくっついておるならば、これはいいんではないかと、しろうとがこ

ういふことを言つてまことにおそれ入りますが、こういうような考えを持つております。かりにこういう法案が通つたとしても、それによつて自分たちが事足りるというのじゃなくて、自分たちの対象は消費者である、消費者と自分たちは密接にくっついてゐるのだ。その間に莫大な資本を投下するならば、投下した資本はふくらんで必ずその人のふところに戻るのだから、その点十分注意してやつてもらいたい。かように、私の意見でまことに申しわけないのですが……。

○参考人(三巻秋子君) 各般からのそれぞれ平均した人数で、いろいろとそれの立場の違つたものをあつたにいたす。ただ学者だけといふことになしに、大体消費者の声を相当入りますよ。うな方法をとつていたきたい。私は具体的にまだ何も考えておりませんので、お答え申し上げられませんが……。

○阿具根登君 向井先生に、重複するようですけれども、一言だけ質問させていただきます。アメリカの百貨店をのこを先ほどお話ししていただきましたが、日本の人口と、日本の経済状態と、日本の消費者の生活環境から考えて、日本の百貨店は現在で一応限界にきてゐるものと、そういうふうに私はお聞きしたように思いますが、そういうふうな解釈によつてよろしうございしますか。

○上林忠次君 どういう工合に申し上げていいのかわかりません。向井さんに、日本の百貨店と人口割合といふところから行きますが……日本は非常に稠密な人口をかかえてゐますから、また相当集まつてゐない百貨店はできないと思ふ。わざわざそんなところへ行くと、時間がとるばかぬといふわけですが、まあ外国から比べると、これだけ稠密な人口が集まつてゐますから、この一般小売店の数と、それから百貨店の数とを言いますと、キャパシティと、両方を比較しますと、アメリカは飽和状態になつてゐるといふけれども、今の日本はこれの倍は必要だ。今の状態、今の社会機構ではこの倍は必要だ。あるいは三倍が必要だと

○阿具根登君 これは私の意見になつてまことに失礼なんです、私も莫大な資本を投下して中小商店を圧迫するといふことは非常に反對です。しかし反面考えて見る場合に、莫大な資本を投下した人がその資本をそのまま置いておくといふわけにはいかぬ。それを回収するために私はやられると思ふわけなんです。そうするならば、その商品は必ず高いか、あるいは非常に多く販売しなければならぬといふことになつてくると思ふのです。もう一つ極端に申し上げるならば、そういう資本を投下しても立っていないように、中小企業といふものは消費者にびつたりくっついておるならば、これはいいんではないかと、しろうとがこ

ういふことを言つてまことにおそれ入りますが、こういうような考えを持つております。かりにこういう法案が通つたとしても、それによつて自分たちが事足りるというのじゃなくて、自分たちの対象は消費者である、消費者と自分たちは密接にくっついてゐるのだ。その間に莫大な資本を投下するならば、投下した資本はふくらんで必ずその人のふところに戻るのだから、その点十分注意してやつてもらいたい。かように、私の意見でまことに申しわけないのですが……。

○参考人(三巻秋子君) 各般からのそれぞれ平均した人数で、いろいろとそれの立場の違つたものをあつたにいたす。ただ学者だけといふことになしに、大体消費者の声を相当入りますよ。うな方法をとつていたきたい。私は具体的にまだ何も考えておりませんので、お答え申し上げられませんが……。

○阿具根登君 向井先生に、重複するようですけれども、一言だけ質問させていただきます。アメリカの百貨店をのこを先ほどお話ししていただきましたが、日本の人口と、日本の経済状態と、日本の消費者の生活環境から考えて、日本の百貨店は現在で一応限界にきてゐるものと、そういうふうに私はお聞きしたように思いますが、そういうふうな解釈によつてよろしうございしますか。

○上林忠次君 どういう工合に申し上げていいのかわかりません。向井さんに、日本の百貨店と人口割合といふところから行きますが……日本は非常に稠密な人口をかかえてゐますから、また相当集まつてゐない百貨店はできないと思ふ。わざわざそんなところへ行くと、時間がとるばかぬといふわけですが、まあ外国から比べると、これだけ稠密な人口が集まつてゐますから、この一般小売店の数と、それから百貨店の数とを言いますと、キャパシティと、両方を比較しますと、アメリカは飽和状態になつてゐるといふけれども、今の日本はこれの倍は必要だ。今の状態、今の社会機構ではこの倍は必要だ。あるいは三倍が必要だと

でなしに、密度、分散度の状態からいって、そんな面から見てどういふふうに考えますか。

○参考人(向井鹿松君) たとえば、かりの例ですが、中央線のずつと奥に入ったところに、かりに四十万、五十万、の人口があそこに密集したとすれば、百貨店はできると思いますが。都心にはできなくてあそこにはできる。できた方がまた消費者に便利だ。そういう意味の拡張は、私は人口が膨大になつて集中すれば情勢的にはできる。人口がその方面にある地域に限ってあれば……私が先ほど今度できようとする審議会の運用がただそのときそのときの考え方によらないで、何かだれしも納得する基準があるのじゃないかといった考え方はそういうことを言っているのです。

○上林忠次君 それで、もう今まで東京の最も大きい人口のうちでも、日本橋とかあの辺に集まっています。最近になつてようやくボーダーにできすけれども、できるべき筋合いのそういうような原因があるのだ。まだまだ日本の状態を見ると、東京だけでもまだまだできる余地がある。こういうような時代に百貨店ができるなら、小売業者はどうしてもと団結して、大きいビルを作つて、特店街に相当するものではないですけれども、あれだけ集まつて一つの町になつた方が便利だ。消費者も便利だ。時間的にもあらゆる点に便宜が供与される百貨店の特質を備えた一つの小売業者の集合を作るのです。百貨店が成り立つ限りはそんなビルディングを作つても引き合ひのじゃないか。ただ来ちゃ困る、来ちゃ困る、というだけじゃなしに、小売店が

どうしてそれをやらんか。集合して大きな百貨店に対抗するビルを作つたらいいじゃないか。そういうような時代が来ると思いますが、どういふ時代か、将来は。

○参考人(向井鹿松君) 今言つた大きいビルを作るといふ意味は、組合を作つて一つの百貨店を作る意味か、あるいはまたビルの中にみんなが店をかまえておくという意味か。

○上林忠次君 そういうのはあとでいいのです。

○参考人(向井鹿松君) 私は小売業者が百貨店ではなく、他の形態の小売業、いわゆる近代式小売業を作り得る余地は、外国の例を見るとあるのじゃないか。ただ旧態依然として、そういうものも必要なんですか、そうでないやうなものもあるんじゃないか。これはこの国にもあることなんです。おそらく日本にもあることだと思います。

○上林忠次君 ついでに、昔丸ビルの二階でおのの業者がまずを借りてやつておりましたですね。あれがどうしてつぶれたのか、相当人も集まつたが、便宜は消費者は供与されたでしょうが、ああいうような式のものができてもいいんじゃないか、あれがどうしてつぶれたのか、そういうようなことも一つ参考に関らせていただきたい。

○参考人(向井鹿松君) 大昔ありました、私の学生時代に。あれはいけませんでしたね。それから御存じかもしれませんが、自由丘の小売業者が非常に多量に、自由丘の最近やみ市であったものを、大きな建物とそのブルックが集まつて、できまして、各やみ市をやつていた人たちが各店を持ってやつておりますが、ああいう形も一つ

のいき方でしょう。便利ということからいへば確かに便利で、人も入つております。しかし二階になるとだめのやうでございませう。二階、三階はあります。地下室を入れて三階まであります。まあデパートも必要ないことはないのではありません。百貨店経営と違ふのであります。百貨店経営と違ふのであります。百貨店に類しても、本質はだいたい違ふものじゃないでしょうか。これは能勢さんが一番経営というのはいさしう形で百貨店をやりました。単独小売店よりはいかにもいいのではありませんが、百貨店と同じくならないことはむずかしいかもしれませう。

〔委員長退席、理事阿具根登君着席〕

○上林忠次君 高橋さん、どうお考えになりますか。どうもああいうふうな連中が、小売店が集合して、ビルディングにしても、町は盛んにやつております。何銀座、何銀座と銀座のああいうふうな繁華街をまねてきれいにやつておられますけれども、百貨店ができるのをそう驚くなら自分たちの力で一つ集まつてやろうじゃないか。どうしてやらないのですかね。

○理事(阿具根登君) 雑談にならないようにお願いします。

○参考人(高橋貞治君) その問題でございしますが、小売店の個々でございしますと統一したものができ得ないという戦前でもすべての会社のそういう点があるのじゃないかと思うのでございします。一例をあげますと、新宿にございしますが、露店商人が、現在丸物が使つておりますが、あそこがやはり成

績が上りません。個々の大きな宣伝とか統一、こういういたものができ得ないのでこれはむずかしいのでございします。今小売商人が先ほど向井参考人からお話ございしましたが、自由丘はあれは場所がよろしいのでございまして、それにしても一つのデパートを作りますと十何億あるいは三十億とこいうておりますが、とてもまとまつた数多いと貸し手がないうけであります。なかなかまねごとで、場所のいいところは個々の店の方がむしろ成績がよろしいやうであります。大きな建築は名古屋でも計画があるやうでございします。が、われわれとしてはある程度成功を危ぶんでおります。

○理事(阿具根登君) ほかに御質問ございせんか。

参考人の方よりの御意見の聴取は終りました。

ごあいさつ申し上げます。百貨店法案につきましても、その審議の参考に御意見を求めましたところ、非常に御多忙のところを長時間にわたつて御出御いただき、貴重な御意見をそれぞれ御開陳いただきまして、まことに委員会といたしまして幸いに存する次第でございします。委員会を代表いたしまして、どうもありがとうございます。どうもありがとうございます。

〔速記中止〕

○理事(阿具根登君) 速記を起して。休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(三輪貞治君) 午前に引き続き

き会議を開きます。

経済自立方策に関する調査の件を議題といたします。

○中川以良君 私は本日通産大臣と、それから経済企画庁の長官であらせられる石橋長官、この二つの御人格を持った大臣に特に御質問を申し上げたいと存する次第でございします。

私がきよう御質問をいたしたいと存じますのは、電源開発に關連をいたしました最近各地で行われてるところの公営による開港地点の問題について大臣の御所信を承りたいと思ひます。

御承知のごとく、戦後電源開発の進むにつれて、各地におて公営の電源開発が進められて参つております。これら大体見ますと、全く一つの水系の中のい所だけを食い荒して、しかもこれは起債を付けますと、果としては赤字財政を持つておりながら、その起債で電源開発をする。しかもその原価というものは相当にこれは高くついている。これは大臣もよく御承知のことだと思ひますが、技術的にも、その他事務的から見ても、やはりなれない人がやるのでございまして、工事期間のごときは非常に長くかかってくる。しかもその間にたびたび水害等に見舞われて、予定の工事日ははるかに超過をしていくというやうな実例が各地にあるのでございします。そうすると、この料金というものは、これは電力会社に大半は供給されておりますので、御売の料金というものは相当高い算定基礎をもつて売られております。これがまた電力会社が一般に供給いたしますために、一般の需用者は

で、料金が話がついていないというよう
うなふうにも聞いたのですが、まあそ
ういう問題とからんでまた新しい地域
についてそういう問題を未解決のまま
新しい所を求めてやるというようなこ
とは、これは禍根をいつまでも残す
いうことでありますので、私どもとし
ましては少くともそういう従来のもの
も十分話し合いをつけて、それからま
た新しい地点につきましても料金とい
うものなりそういうものについても十
分話し合いのついたところで、どっち
にやらすにしましてもさようにもって
いきたいというように考えておりま
す。

○中川以良君 現在いろいろと御検討
中のものに対しましてもその方針をせ
ひとも貫いて通していただきたいこと
を特に私は希望いたします。

それから電気オンリーの関係のもの
は原則として公営でやらせないという
御方針を御確立になりますかどうで
しょうか、その点一つ大臣に伺いた
い。

○國務大臣(石橋湛山君) 原則として
はさように考えております。なおそれ
を法律などに盛る場合には十分検討し
てみたいと思います。

○中川以良君 その原則を曲げていろ
いろと悪用をされる場合があるのであ
ります。この点はどうぞ一つ厳たるお
立場をもちましてその方針がりっぱに
通りまするように御対処をお願いした
い。

それからこれは非常にこまかいお話
になるのでございますが、各地方で
もって公営の電源開発ができますと、
これを監督指導をいたしますために、

多目的ダムでございますと地建が出てこれを指導していく。それから電気オンリーの場合には通産局から出てこれらると思うのであります。こういう人のためにややといたしますと、大體このダムが済んでしまつた次の地点の開発をやつてそこでまたその人が収容できるというような考え方が多分盛られましてまことに輕薄なる考えでほんとうの電源開発の魂の入らない開発をすることがまだ行われることがあると私は思つております。そういう事例もござります。一々ここで申し上げませんが、こういう点につきましてもぜひ一つ十分にお取締りをいたさずして、少しでもそういうようなことのないように電源開発の行政を一つ公明にやつていただきたい。

なおこれに関連いたしまして、これがややとすると当該県の関係のものがこれを悪用して県民の関心を集めると同時に、一方においては一つの利権がそこに生ずるというようなことがこれはあるのであります。これは非常にゆゆしき問題でござりますので、こういう点も何とぞ今後起きないように十分なるお取締りと御指導をお願いしたいと思ひますから、これに対する一つの所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 人のために仕事をするというのもよく聞いております。しかしそれは結局県のためにもなりますので、その人の処分というようなことについても今通産省としては電気の方に限りませず、どうしたらいいかということを検討いたしております。

○中川以良君 それから公營でありますところの電源開発の電氣料

金の算定の基準でござりますが、これが、一般会社でやりますと非常に高くなつておりますので、結局高い電力を当該電力会社は買わざるを得ないという状態になります。これは高い電力を売つて県が少しでも財政的に寄与できるんだというのを言つておるのでござります。電力会社は、電力と火用家にはきき電力料金は、水力と火力とをこれは一緒に計算をした平均を出してありますので、一水力地点の、いわゆる料金だけを比較いたしますと、一見非常に安いようにも見えます、従つて県民はなるほどこれは公營でやつた方がいいということに飛びつくのでござりますが、これは非常に知識がないために、そういうことだけに先入感が入るのであります。これは實際専門家が検討いたしますれば、同じ開発地点におきましては、会社がやるのと公營でやるのでは、時間もかかりますし、経費も非常にかかるということは争えない事実でござります。こういうものが安く供給できたという観念を持ったといひますれば非常に誤まりで、当該地区の産業はこれがために高いものを買わなければならぬ。一般国民生活も結局安い電力にはならんといふことになりまして、むしろ県当局といふものは安い電源開発を電力会社なり電源開発会社にさせまして、そして産業に安い電力を供給して、当該地区の産業をいよいよ振興発展をさして行く、それから一般民生の安定にも寄与するといふことによつてこそ、私は県の財政もおのづから豊かになつて参るというところになるのです。これは基本的に考え方が私は間違つておると思ひます。こういう点も、私の

申しましたことにつきまして大臣どういふふうにお考えでありますか、一応伺つてみたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) その通りでございまして、県營のやつと、それから会社の持つておる火力と結びつけてやうやくとそろばんが合うといふようなこともしばしばあると聞いておりますので、今後そういうことのないように何とかが、實際その電力そのものが安いといふことが結局その県のためにもなりますので、そういうふうの一つ指導をしたいと思ひます。

○中川以良君 ぜひ一つそういうふうな……それから公營の電氣料金の算出の基準といふのは一体どういふふうになつておりますか。一応これを一つ局長からでも。

○政府委員(川上爲治君) これは公營の場合におきまして、また電力会社の場合におきましては、原価主義をとおしておることはこれは両方とも同じでございまして、たゞ電力会社におきましては若干差つておる点があるわけでございます。たゞ電力会社におきましては資金償還のための減價基金といふのは建設費の二割特別に見ております。それから発電所が電力会社と違ひまして非常に少い関係もありまして、償却につきまして特別な償却を見ております。普通の償却よりも五〇%増しといふような特別な償却を見っております。それから固定資産税につきましては電力会社の方よりも現在安くなつておるわけでございます。大体半分程度といふことになつております。それから水利使用料につきましては電力会社の方は取られておりますけれども、公營の方ではゼロになつてお

る。それから利息の問題につきましても若干違つておまして、普通の電力会社でありますといふと、配当とか法人税を含めた場合におきましては建設費の七・三〇%程度認めるとかといふようなことをやつておりますが、公營につきましては六・八〇%低い利息になつております。それから法人税とか、あるいは事業税につきましては、公營の方は全然ございせんが、電力会社の方はある。それから配当につきましては公營の方は認めてないが、電力会社の方では一割二分の配当を認めておるというふうなふに、内容につきましてある程度差つたやり方をとつておるわけでございますが、それは結局公營といふものの性格、それから電力会社といふものの性格から、こういうような措置をとつておるわけでございます。まあこの発電所によつて非常に違ひますけれども、電力会社の方が非常に安くなる場合もあれば、あるいはその公營の方がこの点からいいますといふと安くなるような場合もあるわけでございます。先ほどお話がございましたように、これ以外のいゝんな要素がありまして、結局全般的には公營の方が割高になつておるというのが過去の実績になつております。

○中川以良君 今のお話で一応わかつたのでござりますが、私の調査をいたしたところによりますと、公營電氣料金の算定の基準といふのは、非常に有利にこれは内規ができておるよう思ふのです。たとえて申しますならば、定額償却といふものは建設費に對しまして一カ年に二・二六%になつておる。それから金利は、これは資金運用部のものは六分七厘、公債償は最近八

分くらいでござります。これはわかつておることでございますが、しかるにこのほかに役所の内規といひまして、公營卸売料金の認可基準といふことで、定額償却のほかに特別償却として、普通償却の半分以内のものとして、今の二・二六%に對して一・一三%を特別償却として認めておる、そのほかに減價基金は元金の二%、これはさっきのお話では、減價基金は一般電力会社にも認めておられるとおしやうたのですが、ちよつとこれは違ふのではないかと思ふのです。どうでございませうか。そういたしますと、これを加えたと五・三九%の償却ができることになりまして、こういたしますと、毎年これだけの積み立てを行なつて複利計算をいたしますと、大がいの今の標準の電力開発でございまして、十三年くらいでこれが償却できるのです。ところが一般電力会社は四十三年ないし四十二、三年かかっております。ここにも非常に私は矛盾があるのではないか、そうすれば十三年たつてですと、全部償却ができ、たならば、あとは普通の維持費だけで、今度は安い電力を供給してくれるならいいのでございませうけれども、これはそういう例はまだかつてございせんし、また望むべくもないと思ふのです。こういう点もやはりもっと慎重に御検討せられる要があるのではないかと思ひます。この点はいかがでござい

ますか。

○政府委員(川上爲治君) 減價基金については、先ほど私は……電力会社の方には全然特別に見ておりません、公營だけ建設費の二%といふふうに見ておるわけでございます。これはちよつ

と私の言い間違いかもしれません、そういうふうになっております。電力会社の場合にはゼロになっております。

それから特別償却の問題につきましては、今先生のおっしゃった通りであります。ただやはりこの県営というのは、発電所一カ所とか二カ所とかいうような程度を持っておりまして、危険といえます。危険の補償というよりな意味合いから、特別にこの特別償却を認めておるわけでございます。一応私の方としては、この電力会社と公営というのは、その性格上若干違ふ点があると考えましたので、今までそういう措置をとっておるわけでございます。特に借入金金の償還の問題につきましては、その償還期限が大蔵省の關係から相当短くなっておりまして、どうしてもそれに對しまして特別な手配をしておかなければならぬというふうな考えましたので、従来は、今おっしゃいましたような特別にそういうものを見ておるわけでございますけれども、こういう点につきましては、もう少し償還期限を長くしてもらつて、かようなことをいたしまして、普通の電力会社とあまり変らないような措置を私とはるべきではないかというふうな考えるわけでございます。ただ公営の場合におきましては、こういう特別な措置をとっておりますので、最初におきましては料金が低くいけれども、だんだんこれは低くなつていくというふうな計算には一応なつておるわけでございます。従いまして将来におきましては十年か、あるいは二十年たしましたならば電力会社とほとんど同じような料金になつていくというの

が、一応計算としてはそういうことになつておるわけでございます。

○中川以良君 今のお話のように、結局この基準の定め方が相当ゆとりがございまして、結局その一ぱいまでにみな持つて行つております。従つてこれは高い料金を買つと一番困るのは需用家であり、一般のその地区に居住をしておるところの住民が迷惑を受けると思ふのです。こういう点も一つ合理的にやはりお考えをいたしまして、今のお話のように一般の起債は大蔵省は五年としておりますから、五年で償還をしなければならぬということになるのであります。県には財政のゆとりがないから、ここから金を持つて来て償還させるわけには行かぬ。従つて全部電気料金にふつかけ、こういうような問題を一つ五年ごとに借りかえができるような制度にしてやれば、これは長い間の借り入れ償還ということになりますけれども、電気料金もそれだけまた合理的に下げることができ、こういう点をぜひ一つ御検討をいただきたい。ほかに御質問もあるようでありまして、一応私はこの程度にして、あとから必要によつて御質問申し上げます。

○古池信三君 ただいま中川委員の御質疑中にいろいろの氣のついたことがあります。第一に、電氣の供給事業としておるという事は申すまでもないのですけれども、それと同時に独占的な性質の非常に強いものであるということが言われております。しかもこれは一定の地域というものを対象に考えた場合に、かりにそこに幾つもの競争者

が現われたとしても、おのずからその間にこれが一つになつて、自然的に独占されるようなことになる、それがまた最も経済的なことになつて、不当な競争は長く許されない性質のものである、こう私は信じておるのですが、これは供給するという面からいつてもそうですし、また一方電源の開発というものと、供給するサービスの面とは不可分のものだらうと思ひます。こう考へてみますと、電源の開発ということ自身が、あまりこれを無計画にやるべきものじゃなく、統一して総合的な観点からやつて行く、これは私は絶対にそうあるべきだと思ふのですが、この点についての大臣の考えを一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 申すまでもなくお説の通りです。総合的に考えなければいかんです。

○古池信三君 そこで私考えますものに、総合的に開発を考えて行く、日本の水力は比較的豊富だとは言われていましたけれども、今日いろいろ調査をしてみますと、決してそう豊富だといつて安心のできるような情勢ではないわけでありまして、残つておる水力電源地点を最も経済的に開発して行かないと、とんでもない悔いをする将来に殘すことになるわけでありまして、かように考えますと、決して豊富だとは安心しておれない、こういうときに當つて、一方においては電力会社が開発をする、一方においては公営事業が勝手に開発するということになると、そこにおのずから一貫性というものが欠けてくるおそれがありやしないか。なるほど昔から公営の、たとえば県営等の発電設備がありましたが、これ

は比較的全体の数から言へば少なかったのです。ごく少い場合にはむしろネグレクトしてもいいくらいな程度であつたと思ふのですが、ただいまお配り願つたこの資料を拝見しますと、今日繼續しておる県営だけでも二十一カ地点に及んでおる。こういうわけでありますので、これがよほど注意をしてやつていただかぬと先ほど申したやうに困ることになりはせんか、こういうわけですから、それでなるほどその出力は非常にすぐれて大きいというものはな

いようであります。まあ一萬キロ、二萬キロというような程度、あるいはそれ以下のものが多いと思ひますけれども、しかし川を一貫的に開発するといふ点から考へてみますと、その中に別の系統の開発が行われるということからは、やはり合理的な川の開発という点からは言われたいと思ふ。そこであくまでもこういう点は従来も御注意願つておると思ひますけれども、今後一段と注意をしてやつていただきたいと考へるわけでありまして、そこで私は一例を地域にとつて見ますが、先ほど中川委員からもちょっと触れたやうであつたのですが、四国というあの四県をとつてみますと、あそこにおける水力の開発の状況、その中で県営で最近やられた出力というものはどのくらいになつておるのか、これと四国電力の水力地点、その比較はあります。

○政府委員(川上爲治君) その詳細な数字は今持つて来ておりませんが、実は四国におきましてはほかの地方に比べてますという県営關係のものが相当大きくて、四国電力に對しまして大体三〇%以上のものが県営でできておる

といふことになつております。ほかの地域におきましてはまあ大きくて大体一割足らずといふことになつておりますので、特に四国につきましては、そういう問題につきましては今先生のおっしゃいますやうに十分今後においては調整をし、氣をつけて行かなければいけないといふふうにしております。

○古池信三君 ただいまのお話によると、四国の水力の三〇%あるいはそれ以上が県営である、こういうことになりましてよほどこの供給責任を持つて行く事業者との間の調整というか、相談が十分なまつておらないと思ふのは大へな不利益なことになると思ふのですが、従来その間の協議とか相談とかいふものはうまく円満に行つておつたものでございましょうか、局長の知つておる範囲においてけつこうでございましてから……

○政府委員(川上爲治君) これは四国の県の中でいろいろあると思ふのですが、たとえば高知縣の關係におきましては、まあ御承知の通りいろいろ問題がありまして、非常に電力会社の方と県との間に紛争を生じましたことは御承知の通りでございます。それから徳島縣につきましては、これは現在料金問題になつておる地点につきましては、私の聞いておる範囲におきましては従来県の方と話し合ひがついていた。ところが何か知事さんが變りました關係から、そのあとで何か問題がまた再燃しておるというふうな聞いております。この点私はつきり調べたわけではございませんので正確なことは申し上げかねますけれども、まあ私はそ

ういふふうに聞いているわけなんです、いすれにしましてもかつて高知県との関係においている問題がありまして、また最近におきましては徳島の方という話もつれていて、こういうことはやはり電源開発なり、あるいは電力行政の關係からみまして必ずしも私はよくないというふうな考へますので、先ほど中川先生からもお話がありましたように、こういう県についての開発につきましては、事前に十分その話し合いがついて両方とも將來にわたって円満に行くような解決をした上で着手すべきものではないかというふうな考へております。

○古池三君 ただいまの局長の御答弁で大体私もわかったのであります、が、何と云つても電氣は豊富にして低廉な電氣を供給する、これが一番の理想であると思う。もとよりその豊富という中には性質の悪いものが幾ら豊富になつてもこれは大した利益がないので、性質のいい電氣を豊富に供給する。しかもまた料金はできる限り安くする。こういう關係から言いますと、この料金問題にまあ入るわけでありまして、県営が、まあ勝手にと言つてはなんでも、独自の開発をやつて、その結果コストが相当に高くなつた、しかしながらその県営自体はこれを供給するという権利もありませぬ。従つて電力会社に売らなければならぬ、また電力会社としてはその供給区域の中では十分電氣を供給する義務がある、こういうふうなお互いの關係から県営の方でそういう非常に高い原価の電氣も無理に電力会社に押しつけて買わせようと、こういうふうな傾きがあるやに聞いているのであります。

これは必ずしも四国とは限らぬかもしれませんが、そういうようなことがあつて、これは非常によろしくないので、そういう場合に県という立場が二重人格になつて、一方においては県営発電所を作つて、一方においては事業者的な立場と、一方においては電力会社に對してはほかにもいろいろの地点があつて水利権を握つて、で、県知事は一方においては水利権を握り、一方においてはこれに電氣を売らうというふうな立場を両方持つて、關係から、非常にそこには好ましくない事態を生ずるのではないかと、このことを憂へるわけですね。従つて、ただいまの局長の御答弁は、けつこつだと思ひますが、將來かような場合にはぜひとも事前に十分なる打ち合せを遂げて、後々になつて苦情が起らぬようにお互いが納得をして、むしろ開発に協力できるような態勢をとらしめていただきたい、こういうことを私は重ねて希望をいたす次第であります。まあこれはただいま局長の説明がございましたから、まあ念を入れるまでもないと思ひますけれども、こういう点は四国以外にもたくさんあるの地点が県営によつて開発されるということになると、これは上ほど氣をつけなくちゃならぬと思ひます。十分に御考慮願ひたいと思ひます。それからまあ特に今問題にした四国のように、三割以上も県営でやるといふようなところでは、今後の県営開発については相當政府としても考へなくちゃいかぬと思ひますが、將來、こういうふうな考へはありませぬか。○政府委員(川上爲治君) これは最初大臣からお話がありましたように、や

はりその電力の開発につきましては、電力会社が中心になつていくのが私はこれは正しい方法であらうというふうな考へております。従ひましてその特別の場合を除きましては、これは電力会社にやらせろという方向で、どこまでもそういう方向で貫くべきであるというふうな考へております。従ひまして、やれないという地点につきましては、これは電發でやるとか、あるいはまたどうしても電發でもやれないという、あるいは電力会社でもやれないという特別な地域につきましては、公營でやるといふことを考へざるを得ないと思ひます。従来一応そういう方針でやつてきたのでありますけれども、まあ先ほどお話がありましたように、若干乱れておる点もありまして、で、私どもの方としましては、そういう方針をこの際さらに再確認して進みたいというふうな考へております。ただ、県営につきましては、いわゆるその総合開発、多目的のダム、そういうふうなものにつきまして、どうしても県がやつた方がいろいろの点でベターだといふものにつきましては、これは私は県営でやらした方がよくはないかといふふうな考へておるわけなんです、そういうものとは全然異なつた新しい地点等につきましては、今お話がありましたように、十分その点は考へて電力会社にこれはどこまでも原則的にはやらせろという方向に進んでいきたいというふうな考へております。ただ問題は電力会社も現在全然やる意思もない、二、三年たつてもやる意思がない、それからまた電發でやるにしましてはあまりにも小さい地点である、それから案外非常に安いコストで電氣が開發でき

る、金につきましても、ある程度県の方で余裕を持つてゐるというふうなところがもしありましたらば、そういう点につきましては、私はこれは県営でもいいんじゃないか。もちろんその際におきましては、電力会社の方と十分話し合いをつけての上であります。話し合いがつかないものは話し合いがつくまではこれはやむを得ないと思ひますが、話し合いがつかないならば、それはやらした方がいいんじゃないかというふうな氣持を持つておられます。なおその点につきましては、現在われわれの方でいろいろ検討中でありまして、私は一応そういうふうな氣持を持つておるのであります。

○古池三君 ただいまの最後に局長の言われた、そういう例外中の例外と言われる場合は、これは特殊の考慮を払われるのも行政上当然であると思ひますが、大体私どもの常識として考へるところでは、県でこういう開発をやつて電氣を起すということになりますと、もちろんこれにも例外はあるかと思ひますけれども、一般論としては開発の技術者あるいは電氣事業経済の専門家というふうな見地から見れば、これは確かに電力会社の方に優秀な人が多いと思ひます。県はそれ以外にたくさん県自体としてやるべき仕事があるのですから、そこにきつめて優秀な技術者や電氣経済の専門家を置くというところは、これはむしろむしろかといふところの考へです。従つてまず先ほどのち屋はち屋という話が出ましたが、やはり開発にはそれぞれ専門の企業を利用していくことが賢明であらうと思ひますし、そのほか予算の建前等からも、県営であると非常に不利

益なことが多いだらうと思ひます。ときにはみすみすこれは不経済だと思つても、やはり公共団体の予算の使い方が、面からやむを得ずそれに従わなければならないという場合もあつて、これらが續り續つて県営の電氣は高いということになるのじゃないかと思ひます。それともう一つは、先ほど局長からの説明にありましたように、償却が、まあ水力発電所ですと、大体四十年、耐用年数四十年を下回るものだと思うのですが、これを半分ぐらいの期間に全部償却してしまふというふうなことになるれば、非常にやうな料金の方にそれが振りがかかつてくるわけですから、高い料金になつてくる。そうして償却済みになつたらそれじゃすく安くなるかといふと、必ずしもそういうわけにいかないで、やはり惰性でもつてそんなに安くすることもできないだらうと思ひます。従つてその不利益をこうむるのは電氣の消費者だといふことになりまして、その豊富な低廉の電氣を供給するといふ面からいつても、ぜひこの点は十分なる御注意をいただきたいと思ひます。それからもう一つ伺ひたいことは、従来たびたび議論になつたことですが、四国はあそこ地形からいいますと、雨は相當に多い。多いけれども川の流域が短かいと申しますか、急峻なる山にふつて雨が降り、それが早く流れてしまふ。いわゆる鉄砲水といふのがあるやうです。従つてこれは四国自体には大きな貯水池を作つてこの豊富な雨をたくわえろといふことが必要になると同時に、中国、あるいは九州等の火力地帯とすみやかに連携をとつて季節的にも有無相通するやう

いう点につきましては疑問を持っていますから、われわれの方としましてもう少し推移を見て検討していきたい、というわけでございます。

それからもう一つの需用の伸びというものが、従来計画としましては七％くらいとっていたけれども、昨年の実績は一二、三％であるので、それを暫くの計画として七％くらいをとって、くということはおかしいじゃないか、という問題なのですが、実はその六カ年計画をきめましたのはことしの一月の末でございますして、その際は一応従立の実績なり、あるいは最近いろんな需用の伸びというものを一応考えまして、七％というふうに押えたわけござい

ざいますけれども、先ほど申し上げましたように昨年の実績が一二％程度であります、最近需用が相当旺盛でありますので計画そのものについてはもう一ぺん再検討することにしまして、とりあえずこの計画につきましては繰り上げてこれを実施するというように持つて行くべきじゃないかというように考えまして、検討いたしておるわけでございます。

○河野三君 それとすると、この一二％という数字をとらないまでもかりに将来の需用増というものを一〇％とて需給関係のバランスをみていますので、それから一〇％とった場合には需給のバランスは合わないということになりますね。

○政府委員(川上爲治君) その通りでございます。

○河野三君 それからこの電力料金が一応一〇％程度は値上りは今のところではやむを得ないだろう、これはできるだけ抑えていくようにしたい、こういうのですが、これは九電力会社平均で一〇％ということであって、五年なり十年先にいきますと、現在の九電力会社の機構、組織でいきますと、地区別に非常にアン・バランスになっていくということはありませんか。

○政府委員(川上爲治君) これはやはり全国平均の問題でありまして、もうすでに相当アン・バランスが生じて参っておりますので、地区別にはこれはどうしても現在の機構をそのままにしておきますというとなげなければならぬというような問題も起きますし、またそう上げなくてもよろしいといううなものも出てくるかと思うのであります。

ます。ただ問題は豊水、あるいは石炭の価格の問題でありますので、あるいは一年なり、あるいはもう少し状況をよく見ないというところで早計にこの地区においてはこれだけ将来上げるとかいうことはなかなか見当がつかないのじゃないか、ただ従来の実績を見ますという、東北あるいは北陸地方は相当苦しい状況になっておりますので、これにつきましては早急に検討しなきゃならぬのじゃないかと思う。しかしこれだともことしからすぐ上げるといふのはなくて、少くともこの一年の状況を見て検討すべきじゃないかというふうに考えます。

○河野三君 大臣に一つこの際伺いたいのですが、現在でも九電力会社に相当のアン・バランスが起つておる、将来このアン・バランスが非常に激しくなっていく、開きが大きくなっていくという場合に、現在の九電力会社の機構というもののについては再検討をばちばちしなければいけないのじゃないかと思ひますが、大臣、遠い将来を考えると、何か御構想はございますか。

○国務大臣(石橋湛山君) 今のところでは九電力会社をどうするといふ具体案は何も持っておりませんけれども、考えなければならぬ。九電力の今の経営状況が非常にアン・バランスが起つておるといふ原因も一つ突き詰めてみると、東北電力等が特に苦しいという事情もあるようでありまして、そういう点も検討し、なおその上にどうしても九電力会社のいろいろ再々編成とか何とかいうものが必要であるかといふかということも検討してみたいと考えておりますが、今のところではまだ何も結論が出ておりません。

○河野三君 電力の総合計画につきましては大臣先ほど賛意を表しておられました、私は料金問題ももう少しこの国の産業の中心として、中心に立つておられる通産大臣が、政策料金というものが私はつけなければいけないと思う。たとえば前にこの委員会でも申し上げたと思うのですが、北海道のごときで、北海道の開発開発といつて政府が騒ぎましても、大臣御承知のように北海道の開発のしようがないと思う。なぜかという、北海道に行くと第一入夫賃が高い。釧路の、あんなへんびな、人の住まないような、非常にだれもきらうような釧路に行きまして日当がやはり六百円、七百円なんです。電気料金も高いのです。電気料金がなくて入夫賃が高い、これで産業が興り得るはずはない、北海道の振興はできるはずはないのです。そこで北海道は別な面で入夫賃も幾らか安くするように、ことに電力料金は北海道の振興を叫ぶ以上は特に政策料金で、北海道電力の原価計算からくる料金でなくて、政府が北海道の開発という観点からこの政策的な料金を立てるといふところに行かなければ北海道の振興はできないと思うのですが、そういう意味で、北海道のみならず各地区にこの裏づけとしての電力の政策料金というものは、これは政府の方から出てこなければいけないのじゃないかと思うのですが、そういうことを考えますと、この現在の九電力会社というものはそういう政策を遂行するには非常に困難な一つのものじゃないかと、こう思うのですが、そういう点、大臣どうでございますか。

○河野三君 電力の総合計画につきましては大臣先ほど賛意を表しておられました、私は料金問題ももう少しこの国の産業の中心として、中心に立つておられる通産大臣が、政策料金というものが私はつけなければいけないと思う。たとえば前にこの委員会でも申し上げたと思うのですが、北海道のごときで、北海道の開発開発といつて政府が騒ぎましても、大臣御承知のように北海道の開発のしようがないと思う。なぜかという、北海道に行くと第一入夫賃が高い。釧路の、あんなへんびな、人の住まないような、非常にだれもきらうような釧路に行きまして日当がやはり六百円、七百円なんです。電気料金も高いのです。電気料金がなくて入夫賃が高い、これで産業が興り得るはずはない、北海道の振興はできるはずはないのです。そこで北海道は別な面で入夫賃も幾らか安くするように、ことに電力料金は北海道の振興を叫ぶ以上は特に政策料金で、北海道電力の原価計算からくる料金でなくて、政府が北海道の開発という観点からこの政策的な料金を立てるといふところに行かなければ北海道の振興はできないと思うのですが、そういう意味で、北海道のみならず各地区にこの裏づけとしての電力の政策料金というものは、これは政府の方から出てこなければいけないのじゃないかと思うのですが、そういうことを考えますと、この現在の九電力会社というものはそういう政策を遂行するには非常に困難な一つのものじゃないかと、こう思うのですが、そういう点、大臣どうでございますか。

○河野三君 電力の総合計画につきましては大臣先ほど賛意を表しておられました、私は料金問題ももう少しこの国の産業の中心として、中心に立つておられる通産大臣が、政策料金というものが私はつけなければいけないと思う。たとえば前にこの委員会でも申し上げたと思うのですが、北海道のごときで、北海道の開発開発といつて政府が騒ぎましても、大臣御承知のように北海道の開発のしようがないと思う。なぜかという、北海道に行くと第一入夫賃が高い。釧路の、あんなへんびな、人の住まないような、非常にだれもきらうような釧路に行きまして日当がやはり六百円、七百円なんです。電気料金も高いのです。電気料金がなくて入夫賃が高い、これで産業が興り得るはずはない、北海道の振興はできるはずはないのです。そこで北海道は別な面で入夫賃も幾らか安くするように、ことに電力料金は北海道の振興を叫ぶ以上は特に政策料金で、北海道電力の原価計算からくる料金でなくて、政府が北海道の開発という観点からこの政策的な料金を立てるといふところに行かなければ北海道の振興はできないと思うのですが、そういう意味で、北海道のみならず各地区にこの裏づけとしての電力の政策料金というものは、これは政府の方から出てこなければいけないのじゃないかと思うのですが、そういうことを考えますと、この現在の九電力会社というものはそういう政策を遂行するには非常に困難な一つのものじゃないかと、こう思うのですが、そういう点、大臣どうでございますか。

○国務大臣(石橋湛山君) 九電力会社があるから政策料金ができないということもなかりと思ひますけれども、これはまあなお検討し、議論してみなぐちやわかりませんが、政策料金が場合によつて必要だということはお説の通りだと思います。

○河野三君 それから最後に一つ伺いたいのですが、電力料金は認可制度になっていきますか。

○河野三君 ところが通産省でも、これは局長に御答弁願いたいのですが、通産省は認可制度になつてくるに、かわらず、電力会社の経理内容についてはどの程度までタッチしておられるのですか。

○政府委員(川上爲治君) 今電力会社に対しては公益事業令に基きましていろいろ監督なり、あるいは経理の調査なり検査なりやつておるわけなんです、最近におきまして特別監査制度というのを設けて、現在この三年度におきまして、北海道電力とか、あるいは東北とか中国とか特別な監査をやっております。で、その監査によりましてどうしてもこういう点につきましてはむだな点がある、こういう点は一つもつと切り下げるようにしろ、節約するようにしろというふうな点につきましては、特別にその会社の幹部を呼んで私からも強く要請をいたしておる次第でございます。そういう特別な監査制を一般の監査制に並行してやっておりますわけでございます。まあただこれはいろいろな、人手の問題とか予算の問題とか、いろいろな問題もございまして、私の方としましてはこれで必ずしも十分でない、また現在

の公益事業令の規定そのものが必ずしも十分ではないというふうにも考えておりますので、電気事業法を作成する場合におきましてはその点も十分考慮して、十分な検査なり監督ができるようにしたいというふうに考えております。

○河野三君 そういう監査、検査の権限を持つておられるにかかわらず、現状においては私は非常に通産省の電力会社の経理内容の調査というものは不十分だと思ひますがね。私は電力のことはいろいろとありますけれども、いろいろ世間から聞くところによりますと、電力会社の内容というものは健全を通り越して、少し通産省の認可料金を決定する場合の査定が甘過ぎるというのをしきりに聞きます。たとえば非常に膨大な機構であつて、しかもその機構を調査する通産省に人手がな点もあるであらうしょうけれども、数多くの発電現場で建値を建てる場合に、そこですでにたつぷりした修繕費をみたりいろいろそれをみてしまつて、今度本省の方でもう一度そういうふうなありとあらゆる経理上のいわゆるその範囲においても一ぺんダブつていろいろな積立金その他の予備金というものを建てるわけですよ。現在それでありまして非常に料金というものは高くなつておる。こういうことは私は一般の所だと思ふ。少くとも検査する以上は、まあ人手の関係もあるであらうしょうけれども、サンプル調査でけつこうですから、発電現場くらいへ行つて、一体どういう建値をとつておるか、どういふ経理をやつておるかといふことも私はごらんにならなければいかぬと思ひますが、そういうことは

やっておりますか。

○政府委員(川上爲治君) 今まで料金を査定する場合におきましては、もちろんそれは全国のすべての発電所に行つてというわけじゃございませんで、発電所にもある程度参りまして、いろいろ全体も調査しまして建てておることと私もそういうふうに関いております。もちろん本社だけ調べておいて建てるといふのじゃないと聞いておりますが、ただ料金が甘過ぎるというところはわれわれもよく聞くわけなんですけれども、これはやはり水をどういうふうに見るか、あるいは石炭の価格をどういうふうに見るか、あるいはその石炭の需要をどの程度に見るかというふうな問題につきまして、われわれの方としましては過去の実績なりそういう点を十分検討してやつたつもりでございますけれども、たとえば昨年度におきましては水が非常に出ており、おとしも非常に出了た。従つてどうも最近のベースというものはもつとこれは特に最近の事情を十分入れてやるべきじゃないかというふうな話も聞いて、そのために通産省なんかでとつていたベースというものは少し甘過ぎるのじゃないかというところは聞いておるわけなんです、われわれとしてはそういう点につきましては、今後の料金改訂の場合におきましては十分検討してやりたいというふうに考えております。

○河野三三君 川上さんのお耳にも世間の非難の声が入つておれば幸いであるから、何も電力会社をいじめるといふわけではありませぬけれども、おおよそ世間が納得するような十分な調査、監査をされて、もう少し妥当な料

金に引き直していただくようにぜひ御尽力願いたいと思います。

○中川以良君 きょうは通産大臣と経済企画庁長官からはつきりした電力行政の点について御説明をいただきまして私も大へん意を強ういたしたところでございます。そこで先ほど古池委員がちょっと触れられました、四国の問題でございまして、今の公営の出力とそれから電力会社の設備とを比べます場合に三〇%というふうにおっしゃいましたが、私の調査したところでは三九%くらいになっております。約四〇%近くのもの公営になつております。これは非常なる問題でございまして、ここに先ほど局長のおっしゃったように他の、会社で一番多いのは九州電力で、これが一割弱であります。そのあとはずっと少いからそれだけにこの問題は十分一慎重にお取り扱い願いたいと思います。

古池委員のおっしゃったように、四国は雨の多い所で、奈半利川の開発によつて相当安い電力が得られるというところは前々から主張しておつたところでありまして、すでに電源開発公社の開発地点に決定されております。まだこれが着手されておられません、小さい公営で方々突ついたり、電力会社で小さい所をやらせるよりも、むしろ電源開発をして奈半利川をできるだけ早く一つ開発を促進していただきまして、これを中国、九州の方に連絡をする、これは西日本の電力不足地帯におきましても非常に大事な供給源であります。また安い電力ができて参ると存じますので、いわゆる地域差の問題もこれによつてある程度自然的に解消するという大きな課題もここに横たわつ

ております、こういう点につきましてぜひ一つ御関心を持ってこの開発は促進をしていただきたいと思うのであります、大臣のお考えはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(石橋湛山君) 四国のことは私も多少なりとも伺つておりますから十分注意します。

○古池三三君 ちょっとこの機会に局長にお伺いしたいのですが、佐久間の発電所の現在の段階はどの程度になつてゐるか、それからもう、一部電力の発生を始めておると思ひますが、その供給状況並びに料金はどんなふうになつておるか、その辺のところを一応御説明願いたいと思います。

○政府委員(川上爲治君) 佐久間の発電所は、これは秋葉の発電所ができまふせんという完全なフル運転というところまでいきませんが、佐久間だけはこの前ほとんど完成をいたしまして、もうすでに発電はこの四月の二十三日であります、この日から発電を開始いたしております。それで大体現在の能力といたしましては、これは三十五万キロワットの能力を持つておるわけでございますけれども、大体今のところでは二十五万ぐらいは回せるのじゃないかと思ふのですが、大体十八万から二十万ぐらいのところまで運営をいたしております。秋葉が来年の十一月ごろにでき上ると思ひますので、そうなりますという、秋葉、佐久間合せましてフルに運転できるということになるわけでございます。

それからこれをどういうふうに配分してゐるかという問題であります、これは私どもの方としまして、東京方面の需用、それから中部地方の需用、

それから全国的な需用をいろいろ考えまして、結局豊水期におきましては半々、中部に半分、それから東京方面に半分ということにいたしました、湯水期におきましては中部の方へ六割程度それから東京の方へ四割ということにいたしました、この配分につきましては認可をいたしまして、そうして現在実施いたしておるわけでございます。

それから料金につきましては大体キロワット・アワー平均三円八十幾らと思ひましたが、ちょっと今忘れておりますけれども、大体そういうところで中部とそれから関東の方で……、ここにちょっと資料がありましたので、中部におきましては名古屋発電所渡しでキロワット・アワー平均三円五十幾ら上期におきましては三円六銭、下期は四円十銭ということになっております。東京につきましては東京の変電所におきまして三円七十八銭、上期は三円三十銭、下期においては四円六十銭ということになっておまして、平均三円六十三銭ということになっております。

○中川以良君 もう一つ、これは企画庁の方の大家さんに伺いたのですが、きょういろいろ論議をされました問題につきまして、これは建設省並びに自治庁のわれわれは意見を求めなければならぬと思ひますが、建設省、自治庁においては今の電源開発の幹事会とか審議会におきましても、やはりきょう通産省、企画庁が御所見をお述べになつたような考えを持っておられるかどうか、あなたの方のお考えと食い違ひがあるかどうか、この点をちょっとよく伺いたいです。

○政府委員(大來佐武郎君) 私どもの方といたしましては、通産省、建設省、自治庁等、関係各省の事務当局と打ち合せを何とかやつて参つております。やはりそれぞれ各省の立場がございまして、企画庁の方で一応調整する、各省の立場必ずしも一本ということには参らないかと思ひますが、先ほど大臣の御答弁にもありましたようなラインでできるだけ事務当局としては努力いたしたい、かように思つております。

○中川以良君 どうも、こういう点が従来通産省の方がどうも弱かつたように私は思つたのでございまして、幸い石橋大臣がおられますので、この機会にほんとうに日本産業の振興のために、また国民の生活の安定のために安んずる電力が合理的に出ますように一つきょうの御主張をりっぱに貫徹を賜ひますように最後に私は特別にお願いを申し上げます。

○委員長(三輪治郎君) 私からこの際電力行政について一、二お伺いしたいと思ひますが、最近この名港あるいは三重、多奈川、東京火力、刈田、こういったような新鋭火力の発電所の出現によりまして、過去における電力行政の考え方一つの変革が来つたのであるではないかという感じがするのであります。それはある地点において、またある時期においては過去において水力が主であり、火力がそのピークの調整をしておつたという、この考え方が一変いたしました、火力が電力供給の主軸をなし、水力がむしろピークを調整するといふ形も出ておると思ふのであります。かような電力供給面における水力が占めております比重の推移、さらに将来の大きな電力需給の面にお

けるこれがどういふふうなことになるか、これはもちろん原子力発電等もこの前参事人を招致いたしまして公述を願った際にも、十年後には経済電力発電をしたいというふうなこともございまして、もっと大きな変革もあると思うのですが、そういうことをまず抜きにいたしました水火力の問題において、いかような見通しを持っておられますか、その点大臣より御答弁をお願いしたいと存じます。

○国務大臣(石橋湛山君) 私は御承知のように電力についてはしるうとでありまして、しかし近ごろの水力の技術上の変化によって大きなダムが作られて、それが水力、今までの流し込みでなく、ダム式でやるということから、それへ火力が結びつくという技術上の変化は私ももしろうとながらも、最近お話のように、火力がある意味において主軸をなして水力がその調整をするというふうな傾向を技術的に持つてきたということは事実のように思います。またそれがこれからの日本の電力の大体の傾向と見ていいのではないかと、いふふうに考えております。

○委員長(三輪貞治君) それに関連してですが、最近建設を始めております常磐炭鉱地帯における常磐共同火力の発電所ですね。それから九州におきまして、石田の発電所、これらはいずれも石炭の生産地に非常に有利な条件で火力発電所を建設いたしました。常磐のごときは出炭量の二割をこれによって消化いたしました。炭鉱から炭は固形物のままで出ないで、線によって東京へ運ばれてくる、それから石田の場合でありますと、田川の炭田地帯のものが石

炭鉱業合理化法の実施によります川崎線の新設等によりまして、非常に低廉な運賃で石田に運ばれてきて安価な電力をする、こういう形が出ておるのであります。私は非常にこのアイデアは日本の新しい産業の合理化、石炭鉱業の合理化、電力行政、こういったようなものを総合して非常にいい形であろうと思うのであります。これをどういふふうにもっと推し進めていこうとお考えになっておりますかどうか。

それからさらにこういふ地点が今申しました二つの例以外にもあります。どうか。このあたりの段については川上局長からお伺いしたいと思っております。その根本的な総合的な立場に立った電力行政のアイデアの問題については、大臣より御所見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(石橋湛山君) これもお話のように最近の傾向として私は今後なお推し進めていくべきものと思つております。ことに常磐の方は低品位炭を、あすこの低品位炭を使ってそれを輸送するかわりに電力の形にしてエネルギーを流そう、こういうのであります。これはまあ今後技術的にも相当困難もありましようけれども、なおこういう方法は今後さらに各地に実現したいと考えております。たしか北海道あたりもそういう傾向を持つておるようには思ひます。

○政府委員(川上爲治君) ただいま大臣からお話がありましたように、そういう方針で私どもの方も極力進めていきたいというふうなことを考えております。たとえば石田、常磐以外におきましても、東北の八戸の辺におきましてもやはりここに新鋭の火力を作つたらいい

いのではないかと。それから北海道の石炭を割安に持つてこれるのじゃないか、そういう考えを持つております。また大阪方面におきましても、中央火力とか、あるいは多摩川の第二号機とかそういうような点につきまして、もっと積極的に進めていきたいというふうな考えております。

現在のところ、火力と水力の割合なんです。水力の方が七百三十一万キロワット、それから火力の方が四百九十七万キロワットというのが現在の状況でありますけれども、三十一年度以降におきましてはさきほどの六十年計画におきまして水力の方が三百四十三万キロワット、それから火力の方が二百五十七万というふうな従来は大体二対一ということになっておりました。が、火力の方が非常に大きくなつてくる、こういうふうなそういう計画で現在進めていくわけでございます。

○委員長(三輪貞治君) これは一つ今大臣からこういふ形の推進をなお進めていきたいという力強い御発言でありまして、非常に満足するわけでありませう。私はかつて石炭合理化法のときもそういう感じを持ちました。西ドイツのドルトムント地帯の炭鉱地帯を見学した際に、そこではこの日本における炭鉱という感じじゃないですね。石炭製造株式会社というふうな感じが、地下には石炭があるわけですが、その上にはビルディングが建つていて、そしてガス化して電力化いたしました。線とパイプで消費者にそれが送られていく、非常に安い石炭になるために、日本のように無理をして重油ボイラーの規制をしなくて、関税政策と相待ちまして重油よりも石炭が安いから

そつちを使う、こういう形が出てくるのでございませう。これは日本においてはもちろん多少その基本的な条件において違ひますから、必ずしもそのまま当てはまりませんが、しかしそういう考え方でも強力に推し進めていけば私はそういううらばな合理化ができていくのではないかと、ぜひ一つ積極的に御検討をお願いしたいと思つた次第であります。

それからそれに関連いたしまして、一体日本のこの火力発電機の現在の生産の能力、キャパシティから申ししましても、性能から申ししましても、価格から見ましても、一体国際的な競争力はどういふところにあるのか。もちろんわれわれは国産のものを愛用しなければならぬという基本的な考え方については全く同感である。本委員会においては特に国産自動車のごときは非常にその振興を積極的に取り上げていくところでありませう。しかしこういう消費財と違ひまして、生産費に非常に大きな関係を持つ電力等のごとき場合には、中型でがまんしておくと、やうな形にはいかないわけでありませう。ある場合には、日本が国際的な競争力を持つたない大型のものは輸入をする場合がありませう。また日本から適当な小型、中型の発電機を、海外のそれを買取つて東南アジア諸国に出すということも決して矛盾しないわけでありまして、そういう点に関連をいたしまして、日本の火力発電機は一体現状においてどの程度の国際競争力を持つてゐるのか。もちろん先に通過いたしました機械工業振興臨時措置法ですか、

こういうものでだんだんと部品等もよくなつて参りますから、いいものが出てくると思ひますが、現在において一体どういふ状態にあるのか、これを一つ公益事業局長に御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 発電機が国際的にどの程度競争力があるかという問題でございませうが、これは私がお答えするよりも重工の方からお答えするのが適當かと思ひますが、まあ現在大抵国産におきましては七万五千程度、これは優に国際的に競争できるのじゃないかというふうな考えております。たとえは三重工の三重工に入れたら六万七千と、そのものを入れたら六万七千と、まあ現在やつておたのでございませうが、また一方東京の新東京におきましてはやはり六万七千のものを動かしている、これは国産でございませうが、それを比べて見ますと、若干輸入品の方がいいやうでありますけれども、まあそれはまあ変らないというやうな状況となつております。しかしこれよりもっと大きいものになりますと、いふと、やはり現在におきましては、とても競争できないのじゃないかと、いふふうに考えられます。従いまして、私どもの方としましては最近関西あるいは、東京あるいは中部におきまして、十五万程度のものをどうして、これは輸入するということにいたしましたわけでございます。外国におきましては、特にアメリカにおきましては、大体二十万ぐらいのところまでいって、おるといふふうな聞いておりますが、すなわち十万以上のものにつきましては、とてもこれは現在のところは太刀打ちできないというふうな考えます

ので、極力それ以上のものにつきまじし輸入できるようにしなくちゃいけないというふうな考えでおりますけれども、ただ輸入そのものにつきまじしても、何でもかんでも全部入れるということとはこれはどうかと思ひますので、やはりどうしても国産でできないものだけを限定して入れるべきじゃないかというふうな考えでおりますのでございませう。

○古池三三 先ほどの委員長と大臣との御問答を聞いておりました、少し感じましたが、私の聞き方にもよったでありますけれども、昔は大体水力が中心で水力が補給用であつた、俗な言葉で言へば、水主火従というふうなことが言われておる。ところが最近是非常に最新式な高効率な火力発電機ができてきて、火力の方に重点が置かれて、水力が従のような地位に置かれるんじゃないかというふうな受け取れるような印象を受けたんです。しかし私が考えますのは、もとより以前においては水力発電所のほとんど大部分は水量式でありましたから、渾水時における補給はいつも火力をもってやらなければならぬ。そういう意味において水主火従とも言われたのかも知れませんが、最近では水力の開発も、非常に大きな貯水池式、ダム式がふえてきたと申します、やはり私は現在日本としては水力の開発に主眼を置くべきであつて、火力があくまでこれが中心になる火主水従になるべきではない、あくまでも火力はやはり水力を助け補つていくべきものであらう、こういうふうな思ひです。もちろん従前の火力というのは、非常に設

備も古い、能率の悪い発電所がありましたが、これにとりかわつて最近でございましたような、たとえば三重であるとか、多奈川、刈田あるいは東京というように、きつめて高温、高圧の最新式の火力発電所を作るといふことは、これは最も必要であると思ひますけれども、そうかと言つて、火力が中心になつて水力はおろそかになつてもいい、こういうものではむろんない。あくまで私はやはり水主火従というふうな、そういう意味においてこれは必要じゃないかと思ひます。それからも委員長が先ほど注意をされましたように、炭鉱が地元においてその石炭に最も適合したような発電所を作る、粗悪炭、あるいは低品位炭を十分利用できるように発電所を作つて総合的な石炭産業とでもいふべき意味合いにおいて、発展をはかるということは、これは私は必要であらうと思ひます。しかしこれはどこでもやれるわけじゃないが、ごく限られた部分的なものであらうと思ひますので、日本全体の大局の電力政策としてあくまで水力に重点を置いて、しかもそれを補つて火力の方は最も優秀なる能率の高い発電所を作つていく、そういうやはり方針であるべきであらうと思ひますが、この点一つ大臣の御方針を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) それは先ほどあるいは私の言葉が足りなかつたので……、それは開発についてはむろんです。日本としては水力を開発するといふことに重点を置かなければならぬことは、これは言うまでもございせん。これは先ほど申しましたのは、私はよくわからんが、近ごろの水力も火力もだいた技術が變つて参りましたので、以前のようにならうに水力を使つて、その補いとして火力というふうな傾向はやや變りまして、火力といふものもコンスタントリーにたかなきゃならんといふことを申したのであります。

○委員長(三輪貞治君) なお私の質問の中にもそういう意味のことを申しましたが、それはある場所において、ある時期にという前提のもとに言つておられますが、あなたのおっしゃつたことと私の全然矛盾しません。つけ加えておきます。

○上林忠次君 その問題はこの一年間くらいにちよいちよい出る問題ですが、私は刈田発電所を見て、将来の基礎産業である発電、これをものとした第二次的、あるいは三次の産業がこれで支配される、そういうふうな観点から見て、地方の失業救済、人口の分布といふことから考えましても、理想としては全国に発電所を、しかも安い電力を供給し得るような発電所がほしい。最近石炭の値段が下つたとか、いいボイラーができたとかいふので、従来われわれの考えておりましたような、水力主義、火力は従といふあの気持はいかぬのではないかと、特に最近ダムを作ると経費は高い、電力の単価も高くなつてくる、火力が安いのではないかといふような傾向になつてきて、にわかに最近一年くらいで通産省の気持は變つたのではないかと思ひますが、變り方があまりおそいと思ひます。私らしうとが出て行きました、刈田の発電所を見て初めてこういうふうなボイラーがあるのか、ボイラーの効率もいいし、電力も安い、そんなボイラーがとうにできてゐるのではないか、なぜ

ばやばやして、通産省の連中は海外に出張してこういうことに気づかんか、これまで水力でいつてゐるのではないのか、私は水力といふものは、川の保全、川にダムを作らないと川がこれらる。それから灌漑施設としてどうしてもダムが必要というならダムを作らなければならぬ、少々電力が高くなつても、これはダムとしては必要なんだから、ほかの目的のために必要だから、かたわら電力をとるのだ、そういう電力だから、安くても高くてもしょうがない、しかし電力を作るためダムを作つたり、こういう経費をかけて高い電力を供給するのはおかしいのです。安い火力発電ができるならば、どんなふうな適地を日本中にあさつて火力に變えていく、そうしないと産業の分布が變つてしまふ、失業救済、それから考へても、二次産業が全体に発達しないと困るのではないかと、今ごろになつて、通産省としてそういうふうな方向に進みましようという話では、どうも僕は何してゐるかと、通産省は。私もあの最近刈田を見て歸りましたときそういう話をしたので。これらの方向を變えないかというのは、いま言つたら、そういうふうな方向にいまましようというふうな簡単な返事で、その場限りの返事しかしてくれない、僕らそれで将来どういう工合にしたいか、基本觀念といふものを變えていくといふところまでだめ押しはしませんが、通産省としてはもつと先を見て、今ごろあんなボイラーができたとか、日本のボイラーはあつたので、火力発電で満足してゐたんだ、こんな単価の電気と、それと水力を比較して

通産省はこれまでやつてゐるのではないのか、それでは通産省の、ほんとうの日本の産業の基礎を固めていく通産省の行政としては、どうもわれわれ食ひ足らん感じがしたので。今ごろ盛んに皆さんが言われる、今ごろこんなことを言われるようでは何たることだといふような感じがするので。その点もう少し通産省は先を――五年、まあ少くとも三年五年の先を見て、将来は原子力の発電所もできるものに近いようになつてくると、ますます水力といふものは、永久施設にどんどん金をつぎ込むといふことは考へるものではないか、早いこととつとはかのものに交代して、ますます火力に主を置くか、半分に置きますか、この目先の日本の産業再建のために安い電力を供給する、しかも日本全体に、地域的にはなく、全体が安く電力を使えるといふところまで考へ出していかないかと思ひます。そういうふうな感じがするので。先ほど大体火力に相当重点を置くようになるだらうといふことを聞いておりますが、もつともつと数年先を見てやつていただきたいと考へます。

○國務大臣(石橋湛山君) どうもありがとうございしました。それらもこれは一つは、戦時戦後のしばらく技術上にもプランクがありましてしようし、いろいろ窮迫事情があるといふこともございしますが、石炭の問題がありまして、いきなり火力に飛びついて、いわゆる火主水従で、火力に非常に偏傾するのはいかがかと思ひますが、日本としては開発すべき水力は何かの目的もありますが、やはり電氣を中心として考へて相當のダム式のもので発電開発をしなければならぬと、か

ように考えております。

○委員長(三輪貞治君) この際お諮りいたします。百貨店法の審議に関連して、現在新造築されておる幾つかの百貨店のうち、全国的な一つのサンプルになるような新増築の進捗の状況を視察することは必要ではないかというふうな御意見もありまして、実は審議の時間等の関係でゆっくり御相談するひまがありませんでしたので、休憩中に各会派の理事の人にお諮りをいたしまして、大体の御賛成を得ましたので、実は非常に早急なんです、あすの午後一時から三越本店、新宿伊勢丹、池袋の西武、丸物、この四つの新増築状況について視察いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それでは御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

なお、なるたけ多数の諸君の御参加をお願い申し上げます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後四時三十一分散会

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、電源開発促進法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十二日)

五月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、木造船の中国向け輸出禁止解除に関する請願(第二三五九号)

第一三五九号 昭和三十一年四月二

十六日受理

木造船の中国向け輸出禁止解除に関する請願

請願者 鹿兒島県議会議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

九州における木造船工業は、その豊富な建造能力と優秀な造船技術をもち、戦前は中国、ソ連その他の極東諸国に對しても相当の輸出実績を示していたが、戦後木造船がコムの輸出禁止品目に加えられたため、広範な市場への進路を阻止され業界の不況は想像以上に深刻であるから、今秋、北京、上海において開催される日本商品中国見本市を機会に戦略物資と認めることのできない木造船をすみやかにコムの輸出品目から解除することについて強力な外交折衝をせられたいとの請願。

昭和三十一年五月十二日印刷

昭和三十一年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局